

參考資料

目 次

専修学校の概要	27
専修学校の入学者数・生徒数の推移（課程別）	28
専門学校分野別生徒数の推移①	29
専門学校分野別生徒数の推移②	30
専門学校分野別生徒数の割合の推移	31
専修学校の修業年別学科数・生徒数の推移	32
専修学校における本務教員の学歴構成	33
専修学校に関するこれまでの主な制度改正	34
専門学校修了者の大学編入学者数の推移及び 大学・短大等卒業生の専門学校への入学状況	36
専門士・高度専門士の称号付与状況及び大学院入学資格の付与状況	37
新規高卒者に占める専門学校等への進学者数・進学率の推移	38
18才人口、進学率等の推移	39
就園率・進学率の推移	40
専門学校卒業者の分野別就職率	41
医療関係等指定養成施設数及び定員数の例	42
フリーター数及び若年人口に占める比率の推移	43
今後の人口及び年齢構成の変化と出生数（合計特殊出生率）の見通し	44
現金給与以外の労働費用に占める教育訓練費の割合の推移	45
役員を除く雇用者に占める正規従業員以外の雇用者の割合（非農林業）	46
完全失業率の推移	47
新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移	48
社会人・職業教育訓練への参入程度	49
専門学校教育の評価に関する現状調査（結果概要）	50
日本の学校系統図	55
諸外国の後期中等教育及び短期高等教育における職業教育	56
学校の目的・目標規定	63
平成20年度専修学校関係予算	65
専修学校関係法令	72

専修学校の概要

1 制度の概要

- ア 制度の創設 昭和51年1月11日
- イ 目的 職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。
(学校教育法第124条)
- ウ 課程 専修学校には、次のとおり3種類の課程がある。
- ・ 高等課程 (中卒者対象) : 高等専修学校
 - ・ 専門課程 (高卒者対象) : 専門学校
 - ・ 一般課程 (学歴不問)
- エ 設置基準
- ・ 修業年限1年以上
 - ・ 授業時数800時間以上
 - ・ 教育を受ける者が常時40人以上

2 学校数、生徒数等の現状

ア 専修学校の設置者別学校数、生徒数、教員数 (平成20年度学校基本調査速報)

()内は百分率を示す ()内は専修学校全体に対しての百分率を示す

設置者区分	総計	国立	公立	私立		学校数	生徒数
学校数	3,402校 (100)	11 (0.3)	205 (6.0)	3,186 (93.7)	高等課程	503 (14.8)	38,730 (5.9)
生徒数	657,406人 (100)	741 (0.1)	27,421 (4.2)	629,244 (95.7)	専門課程	2,967 (87.2)	582,769 (88.6)
教員数 (本務者)	41,684人 (100)	145 (0.4)	2,809 (6.7)	38,730 (92.9)	一般課程	198 (5.8)	35,907 (5.5)

イ 専修学校の分野別、課程別生徒数 (平成20年度学校基本調査速報)

()内は百分率を示す

	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業実務	服飾・ 家政	文化・ 教養	合計
高等課程	4,366 (11.2)	9 (0.0)	13,885 (35.8)	5,678 (14.7)	1,386 (3.6)	6,643 (17.2)	3,470 (9.0)	3,293 (8.5)	38,730 (100)
専門課程	82,553 (14.2)	3,498 (0.6)	196,670 (33.7)	72,658 (12.5)	40,502 (7.0)	57,906 (9.9)	21,077 (3.6)	107,905 (18.5)	582,769 (100)
一般課程	29 (0.1)	0 (0.0)	102 (0.3)	928 (2.6)	5 (0.0)	83 (0.2)	1,029 (2.9)	33,731 (93.9)	35,907 (100)
計	86,948 (13.2)	3,507 (0.5)	210,657 (32.0)	79,264 (12.1)	41,893 (6.4)	64,632 (9.9)	25,576 (3.9)	144,929 (22.0)	657,406 (100)

ウ 高等学校新規卒業者の進学率等 (平成20年度学校基本調査速報)

区分	専修学校専門課程	大学 (学部)	短期大学 (本科)
高等学校新規卒業者進学率	15.3%	45.9%	6.5%
進学者数	167,004	500,008	70,213

エ 卒業者に占める就職者の割合 (平成19年度学校基本調査)

区分	専修学校専門課程	大学 (学部)	短期大学 (本科)
就職率	80.4%	67.6%	67.7%
就職者数	224,003	377,734	64,623

専修学校の入学者数・生徒数の推移（課程別）

○入学者数

年度	専門課程		高等課程		一般課程		合計	
	入学者数	指数	入学者数	指数	入学者数	指数	入学者数	指数
5 1	53,818	100	11,508	100	10,944	100	76,270	100
5 2	154,524	287	28,321	246	21,499	196	204,344	268
5 3	175,183	326	34,328	298	19,695	180	229,206	301
5 4	182,081	338	34,524	300	19,084	174	235,689	309
5 5	190,570	354	36,258	315	19,021	174	245,849	322
5 6	199,228	370	40,057	348	35,288	322	274,573	360
5 7	201,260	374	38,926	338	37,495	343	277,681	364
5 8	218,282	406	44,221	384	43,242	395	305,745	401
5 9	223,332	415	45,759	398	41,134	376	310,225	407
6 0	209,835	390	46,690	406	43,800	400	300,325	394
6 1	248,263	461	51,945	451	51,281	469	351,489	461
6 2	269,463	501	56,652	492	57,508	525	383,623	503
6 3	287,261	534	56,818	494	60,139	550	404,218	530
1	309,488	575	58,458	508	61,361	561	429,307	563
2	339,125	630	55,383	481	59,614	545	454,122	595
3	354,664	659	50,999	443	59,791	546	465,454	610
4	364,687	678	47,184	410	59,911	547	471,782	619
5	360,516	670	45,631	397	53,013	484	459,160	602
6	343,256	638	43,418	377	52,789	482	439,463	576
7	335,347	623	42,344	368	54,104	494	431,795	566
8	335,590	624	40,847	355	50,101	458	426,538	559
9	327,461	608	38,558	335	49,992	457	416,011	545
1 0	315,483	586	34,003	295	48,372	442	397,858	522
1 1	308,815	574	32,583	283	44,026	402	385,424	505
1 2	313,718	583	30,017	261	42,736	390	386,471	507
1 3	314,714	585	26,867	233	45,107	412	386,688	507
1 4	326,632	607	24,554	213	46,863	428	398,049	522
1 5	338,264	629	22,929	199	46,046	421	407,239	534
1 6	335,102	623	20,963	182	43,970	402	400,035	524
1 7	326,593	607	19,678	171	40,565	371	386,836	507
1 8	300,834	559	18,425	160	38,982	356	358,241	470
1 9	282,019	524	17,850	155	34,548	316	334,417	438
2 0	254,688	473	16,648	145	34,828	318	306,164	401

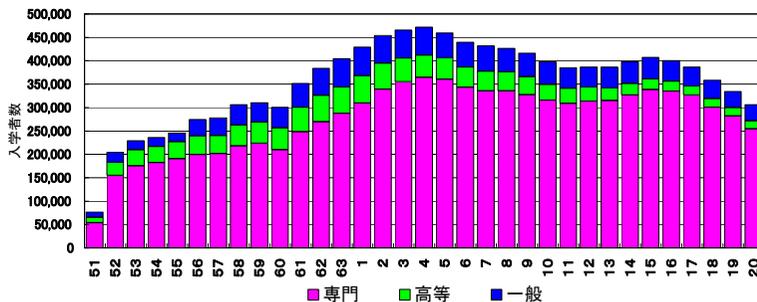
〔学校基本調査(H2 0は速報値)〕

○生徒数

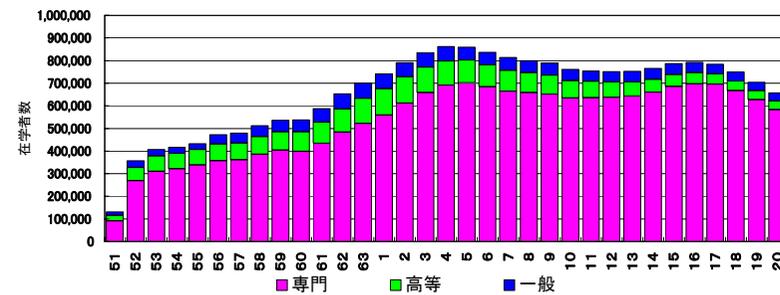
年度	専門課程		高等課程		一般課程		合計	
	生徒数	指数	生徒数	指数	生徒数	指数	生徒数	指数
5 1	90,619	100	25,286	100	15,587	100	131,492	100
5 2	268,990	297	58,083	230	29,717	191	356,790	271
5 3	310,800	343	68,063	269	27,750	178	406,613	309
5 4	321,379	355	68,556	271	26,503	170	416,438	317
5 5	337,864	373	68,334	270	26,716	171	432,914	329
5 6	356,479	393	73,944	292	42,385	272	472,808	360
5 7	361,937	399	73,012	289	43,985	282	478,934	364
5 8	385,911	426	77,358	306	48,911	314	512,180	390
5 9	404,153	446	81,263	321	51,129	328	536,545	408
6 0	398,821	440	85,920	340	53,434	343	538,175	409
6 1	434,489	479	93,222	369	59,898	384	587,609	447
6 2	483,220	533	103,255	408	66,551	427	653,026	497
6 3	521,574	576	110,736	438	67,224	431	699,534	532
1	559,046	617	116,775	462	65,861	423	741,682	564
2	611,503	675	116,681	461	63,247	406	791,431	602
3	658,150	726	113,294	448	63,269	406	834,713	635
4	691,343	763	107,165	424	63,395	407	861,903	655
5	701,649	774	101,157	400	56,367	362	859,173	653
6	684,790	756	96,490	382	55,822	358	837,102	637
7	664,562	733	92,197	365	56,588	363	813,347	619
8	659,057	727	87,895	348	52,599	337	799,551	608
9	652,072	720	83,927	332	52,997	340	788,996	600
1 0	634,379	700	76,367	302	50,303	323	761,049	579
1 1	635,369	701	72,331	286	46,040	295	753,740	573
1 2	637,308	703	68,877	272	44,639	286	750,824	571
1 3	642,893	709	62,552	247	46,975	301	752,420	572
1 4	659,780	728	57,067	226	48,711	313	765,558	582
1 5	685,350	756	52,901	209	47,840	307	786,091	598
1 6	697,212	769	49,129	194	45,713	293	792,054	602
1 7	695,608	768	45,889	181	42,286	271	783,783	596
1 8	667,188	736	42,560	168	40,460	260	750,208	571
1 9	627,397	692	40,141	159	35,952	231	703,490	535
2 0	582,769	643	38,730	153	35,907	230	657,406	500

〔学校基本調査(H2 0は速報値)〕

専修学校の入学者数



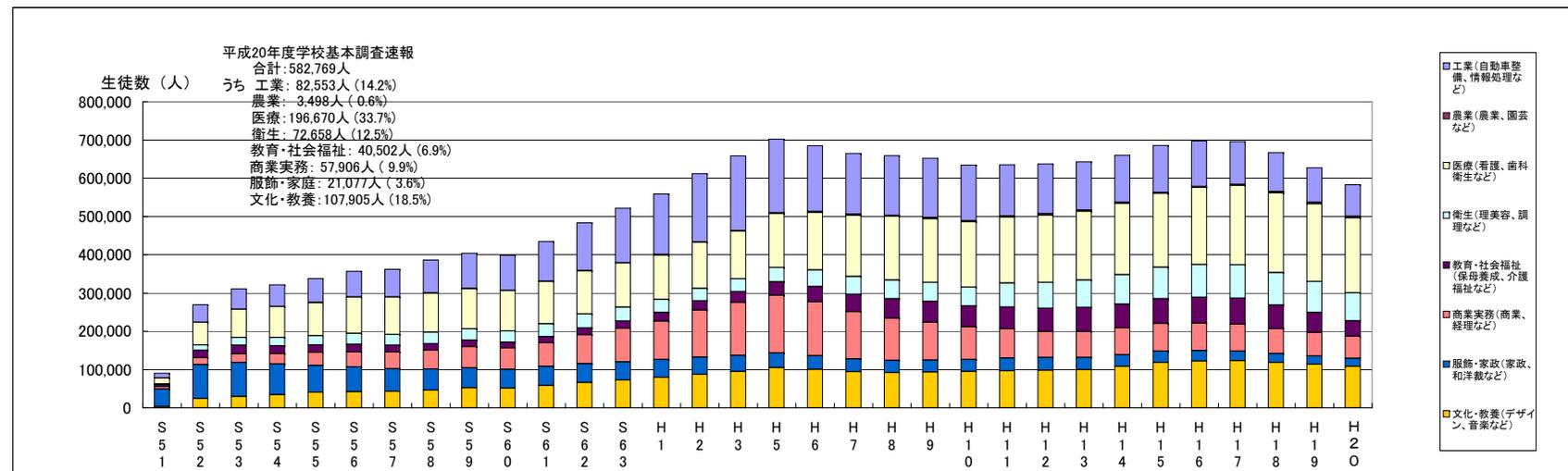
専修学校の生徒数



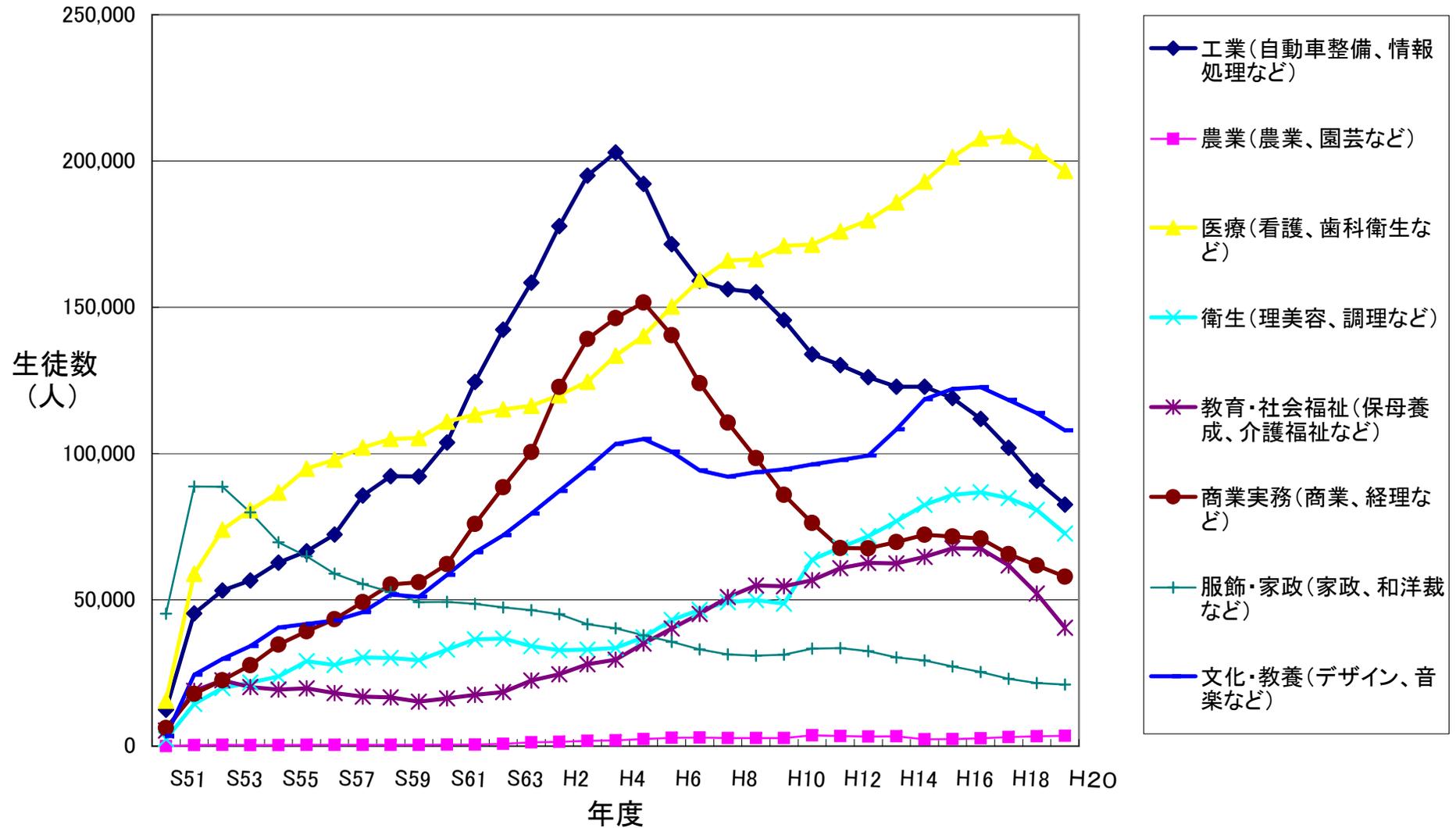
専門学校の分野別生徒数の推移①

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
工業（自動車整備、情報処理など）	12,449	45,384	53,138	56,620	62,718	66,598	72,363	85,635	92,295	92,141	103,767	124,496	142,353	158,441	177,753	194,977	202,916
農業（農業、園芸など）	23	331	388	386	382	417	441	432	428	431	494	515	815	1,266	1,418	1,768	2,007
医療（看護、歯科衛生など）	15,510	58,934	73,996	80,652	86,654	94,848	97,968	102,102	104,979	105,353	110,877	113,349	115,135	116,327	119,913	124,585	133,487
衛生（理美容、調理など）	2,392	14,467	19,803	21,713	23,816	29,072	27,773	30,331	30,129	29,382	33,026	36,498	36,781	34,164	32,791	32,984	33,609
教育・社会福祉（保母養成、介護福祉など）	5,332	18,862	22,503	20,209	19,295	19,725	18,142	16,917	16,640	15,229	16,302	17,522	18,506	22,388	24,538	28,032	29,536
商業実務（商業、経理など）	6,198	17,845	22,481	27,703	34,742	39,242	43,364	49,264	55,253	56,039	62,236	75,970	88,460	100,505	122,761	139,181	146,267
服飾・家政（家政、和洋裁など）	45,278	88,740	88,689	79,928	69,694	64,839	58,920	55,416	52,631	49,233	49,282	48,631	47,407	46,466	45,124	41,652	40,295
文化・教養（デザイン、音楽など）	3,437	24,427	29,802	34,168	40,563	41,738	42,966	45,814	51,798	51,013	58,505	66,239	72,117	79,489	87,205	94,971	103,226
合計	90,619	268,990	310,800	321,379	337,864	356,479	361,937	385,911	404,153	398,821	434,489	483,220	521,574	559,046	611,503	658,150	691,343

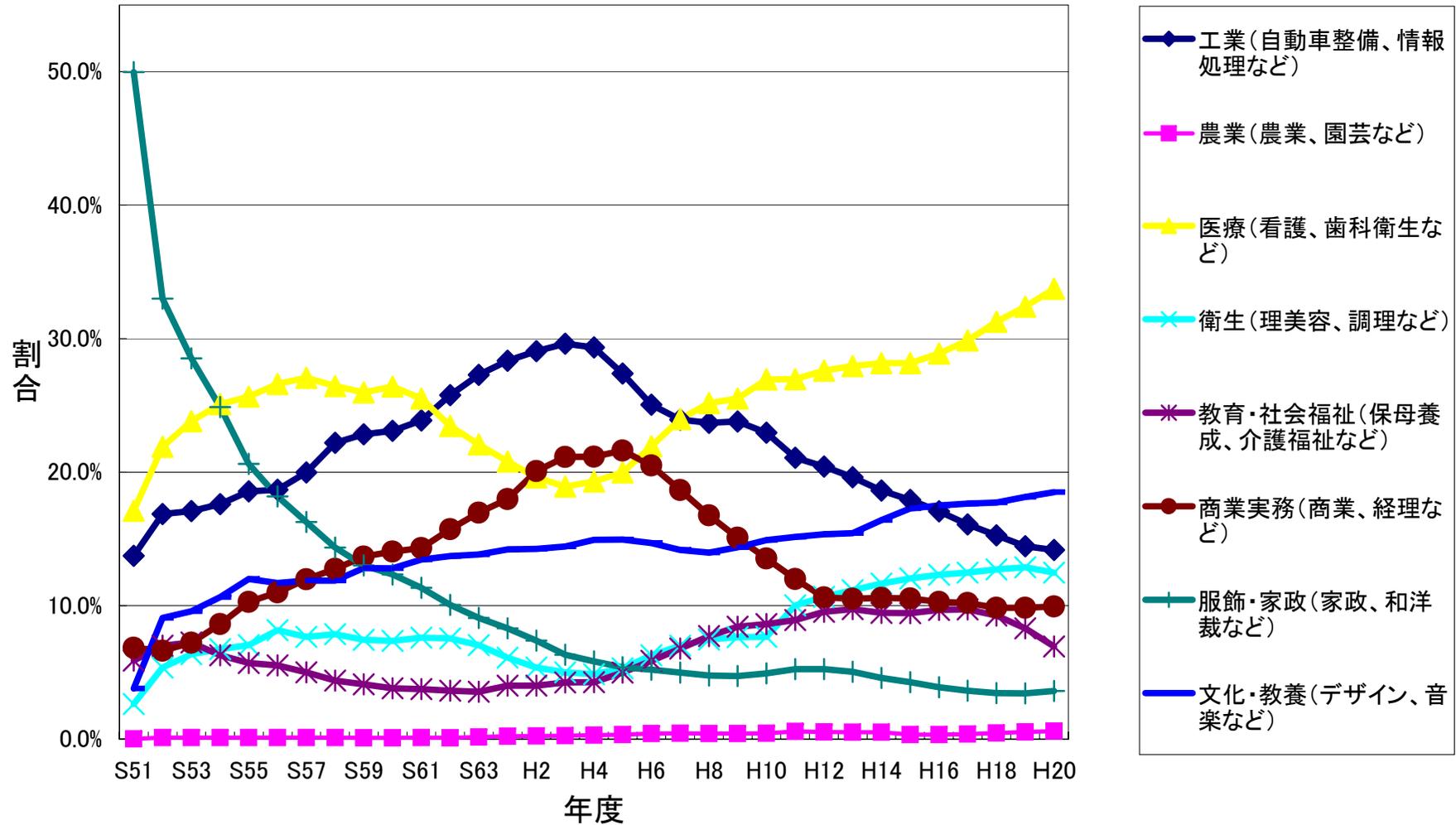
	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	%
工業（自動車整備、情報処理など）	192,203	171,570	159,012	156,203	155,167	145,581	133,921	130,207	126,112	122,883	122,810	118,963	111,882	101,957	90,707	82,553	14.2
農業（農業、園芸など）	2,427	2,852	2,959	2,765	2,711	2,735	3,682	3,458	3,298	3,370	2,333	2,402	2,705	3,096	3,393	3,498	0.6
医療（看護、歯科衛生など）	140,238	150,300	159,360	165,954	166,411	171,006	171,386	175,913	179,719	185,899	192,990	201,403	207,754	208,523	203,249	196,670	33.7
衛生（理美容、調理など）	37,215	43,130	46,603	49,197	49,907	48,680	63,732	67,908	71,712	76,882	82,493	85,946	86,730	84,804	80,747	72,658	12.5
教育・社会福祉（保母養成、介護福祉など）	35,028	40,197	45,174	50,903	54,890	54,664	56,715	60,864	62,645	62,419	64,664	67,573	67,564	61,790	52,124	40,502	6.9
商業実務（商業、経理など）	151,663	140,465	124,083	110,581	98,419	85,878	76,287	67,662	67,641	69,745	72,283	71,691	70,930	65,659	61,781	57,906	9.9
服飾・家政（家政、和洋裁など）	37,889	35,685	33,115	31,393	30,890	31,247	33,360	33,512	32,495	30,352	29,254	27,192	25,333	23,067	21,568	21,077	3.6
文化・教養（デザイン、音楽など）	104,986	100,591	94,256	92,061	93,677	94,588	96,286	97,784	99,271	108,230	118,523	122,042	122,710	118,292	113,828	107,905	18.5
合計	701,649	684,790	664,562	659,057	652,072	634,379	635,369	637,308	642,893	659,780	685,350	697,212	695,608	667,188	627,397	582,769	100.0



専門学校分野別生徒数の推移②



専門学校分野別生徒数の割合の推移



専修学校の修業年別学科数・生徒数の推移

○修業年別学科数

「学校基本調査」

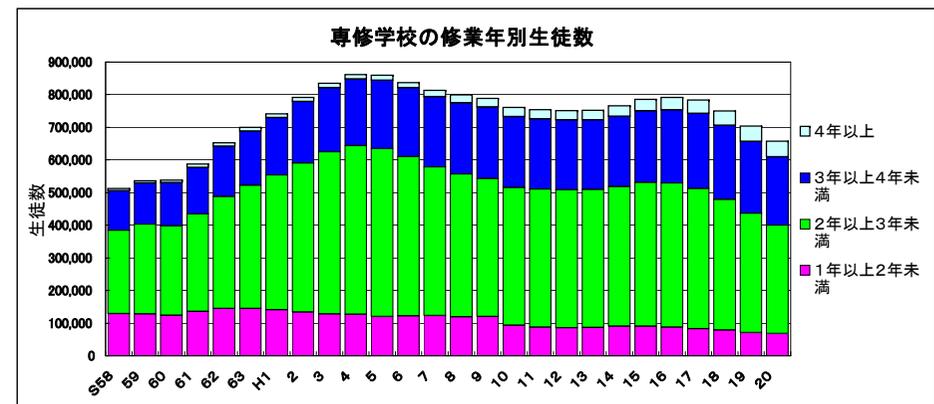
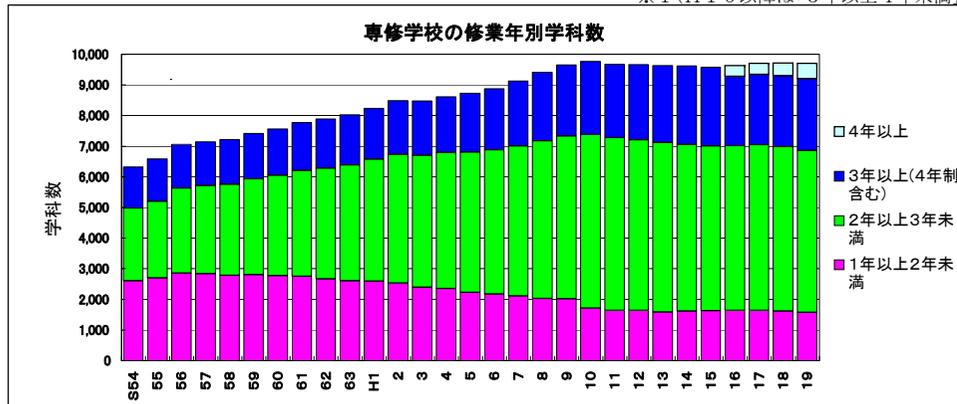
年度	1年以上2年未満		2年以上3年未満		3年以上※1		4年以上		合計	
	学科数	指数	学科数	指数	学科数	指数	学科数	指数	学科数	指数
54	2,603	100	2,377	100	1,343	100	—	—	6,323	100
55	2,697	104	2,507	105	1,378	103	—	—	6,582	104
56	2,854	110	2,779	117	1,424	106	—	—	7,057	112
57	2,837	109	2,875	121	1,431	107	—	—	7,143	113
58	2,785	107	2,973	125	1,454	108	—	—	7,212	114
59	2,800	108	3,135	132	1,482	110	—	—	7,417	117
60	2,771	106	3,275	138	1,513	113	—	—	7,559	120
61	2,755	106	3,456	145	1,558	116	—	—	7,769	123
62	2,671	103	3,606	152	1,613	120	—	—	7,890	125
63	2,604	100	3,778	159	1,641	122	—	—	8,023	127
1	2,593	100	3,987	168	1,653	123	—	—	8,233	130
2	2,530	97	4,204	177	1,751	130	—	—	8,485	134
3	2,392	92	4,308	181	1,780	133	—	—	8,480	134
4	2,349	90	4,446	187	1,820	136	—	—	8,615	136
5	2,224	85	4,582	193	1,919	143	—	—	8,725	138
6	2,173	83	4,710	198	1,997	149	—	—	8,880	140
7	2,107	81	4,904	206	2,115	157	—	—	9,126	144
8	2,026	78	5,149	217	2,236	166	—	—	9,411	149
9	2,017	77	5,319	224	2,318	173	—	—	9,654	153
10	1,711	66	5,675	239	2,379	177	—	—	9,765	154
11	1,640	63	5,641	237	2,395	178	—	—	9,676	153
12	1,634	63	5,575	235	2,453	183	—	—	9,662	153
13	1,590	61	5,533	233	2,505	187	—	—	9,628	152
14	1,622	62	5,441	229	2,555	190	—	—	9,618	152
15	1,627	63	5,381	226	2,568	191	—	—	9,576	151
16	1,635	63	5,380	226	2,265	169	352	100	9,632	152
17	1,636	63	5,413	228	2,285	170	372	106	9,706	154
18	1,617	62	5,371	226	2,308	172	419	119	9,715	154
19	1,575	61	5,281	222	2,341	174	506	144	9,703	153
20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1(H16以降は「3年以上4年未満」)

○修業年別生徒数

「学校基本調査」(H20年度は速報値)

年度	1年以上2年未満		2年以上3年未満		3年以上4年未満		4年以上		合計	
	生徒数	指数	生徒数	指数	生徒数	指数	生徒数	指数	生徒数	指数
54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
58	129,159	100	255,507	100	121,050	100	6,464	100	512,180	100
59	128,400	99	275,127	108	126,111	104	6,907	107	536,545	105
60	124,073	96	273,995	107	132,113	109	7,994	124	538,175	105
61	136,036	105	298,687	117	142,307	118	10,579	164	587,609	115
62	144,423	112	344,016	135	153,161	127	11,426	177	653,026	127
63	144,420	112	378,046	148	165,120	136	11,948	185	699,534	137
1	141,258	109	412,397	161	175,979	145	12,048	186	741,682	145
2	133,667	103	457,047	179	188,491	156	12,226	189	791,431	155
3	127,686	99	497,339	195	196,489	162	13,199	204	834,713	163
4	127,122	98	516,753	202	203,831	168	14,197	220	861,903	168
5	120,087	93	515,235	202	208,239	172	15,612	242	859,173	168
6	122,030	94	488,130	191	210,932	174	16,010	248	837,102	163
7	123,029	95	455,676	178	214,463	177	20,179	312	813,347	159
8	119,495	93	437,899	171	217,865	180	24,292	376	799,551	156
9	120,563	93	422,788	165	218,932	181	26,713	413	788,996	154
10	93,657	73	421,615	165	217,071	179	28,706	444	761,049	149
11	87,502	68	422,746	165	215,319	178	28,173	436	753,740	147
12	85,563	66	422,653	165	214,346	177	28,262	437	750,824	147
13	87,034	67	422,873	166	212,451	176	30,062	465	752,420	147
14	90,769	70	427,372	167	215,739	178	31,678	490	765,558	149
15	91,145	71	439,770	172	219,692	181	35,484	549	786,091	153
16	87,361	68	442,115	173	223,663	185	38,915	602	792,054	155
17	83,015	64	429,844	168	228,954	189	41,970	649	783,783	153
18	78,671	61	400,628	157	226,156	187	44,753	692	750,208	146
19	70,878	55	365,844	143	219,316	181	47,452	734	703,490	137
20	67,573	52	332,337	130	209,140	173	48,356	748	657,406	128

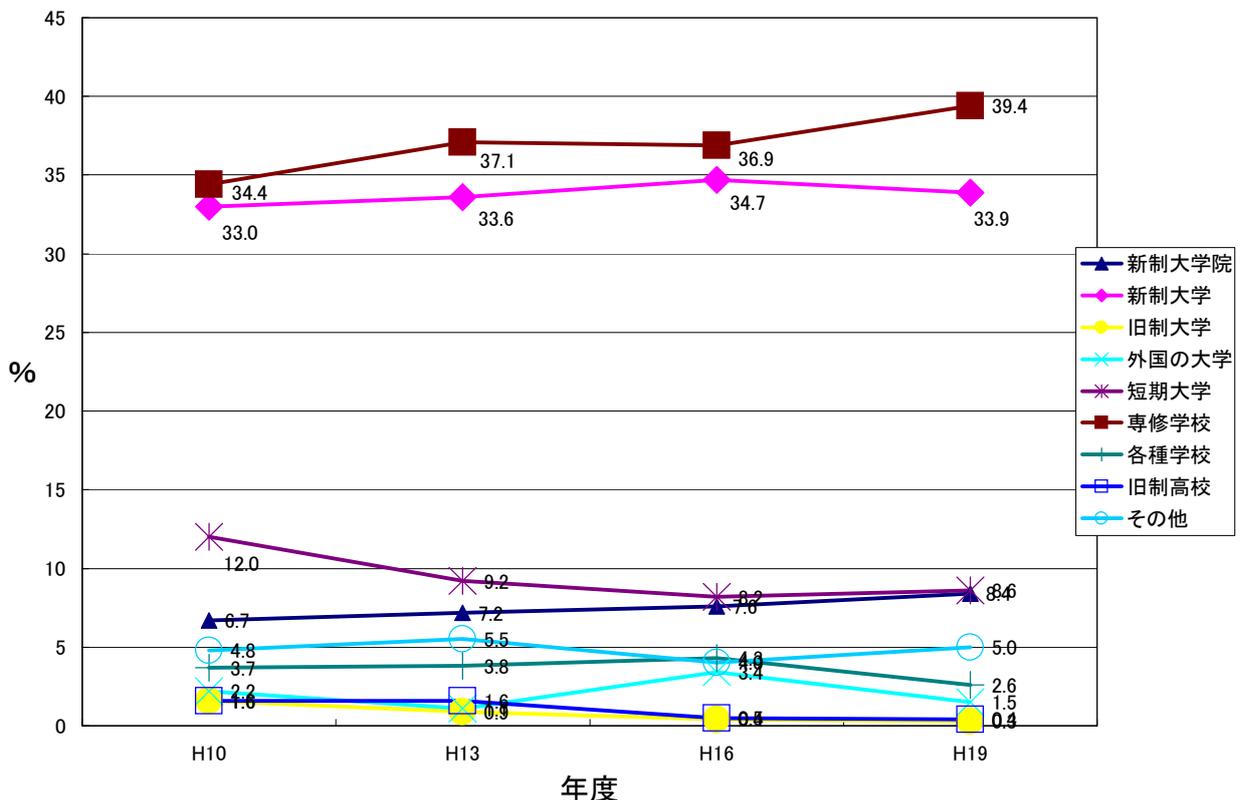


専修学校における本務教員の学歴構成

教員統計調査調べ

年度	区分	教員数 (人)	新制大学院				新制大学	旧制大学	外国の 大学	短期大 学	専修学 校	各種学 校	旧制高 校	その他
			小計	専門 職 学位課 程	博士課 程	修士課 程								
H10	計	34,574	6.7%	0%	1.9%	4.8%	33%	1.6%	2.2%	12%	34%	3.7%	1.6%	4.8%
	男	17,289	10.6%	0%	3.2%	7.4%	47.7%	2.9%	2.8%	5.2%	22.5%	0.7%	1.7%	5.8%
	女	17,285	2.8%	0%	0.6%	2.2%	18.3%	0.2%	1.6%	18.9%	46.2%	6.7%	1.5%	3.8%
	国立	794	1.6%	0%	0.3%	1.3%	18%	0%	1.1%	7.3%	67%	4.7%	0%	0.4%
	公立	2,749	3%	0%	0.8%	2.2%	16.1%	0%	0.3%	26.3%	44.9%	7.4%	0%	2%
私立	31,031	7.1%	0%	2%	5.1%	34.9%	1.8%	2.4%	10.9%	32.6%	3.3%	1.8%	5.2%	
H13	計	38,150	7.2%	0%	2.9%	4.3%	34%	0.9%	1.1%	9.2%	37%	3.8%	1.6%	5.5%
	男	18,554	12.3%	0%	5.7%	6.5%	47.4%	1.6%	1.5%	3.7%	24.8%	1.2%	0.8%	6.7%
	女	19,596	2.6%	0%	0.3%	2.3%	20.5%	0.1%	0.7%	14.5%	48.6%	6.3%	2.4%	4.3%
	国立	742	3%	0%	0.8%	2.2%	19.1%	0%	0.3%	7.5%	65%	4.2%	0%	0.9%
	公立	2,755	3.4%	0%	1.1%	2.3%	20.3%	0.1%	0.2%	17.8%	47.6%	7.5%	0%	3%
私立	34,653	7.7%	0%	3.1%	4.6%	34.9%	0.9%	1.2%	8.6%	35.6%	3.5%	1.8%	5.7%	
H16	計	40,596	7.6%	0%	1.4%	6.2%	35%	0.4%	3.4%	8.2%	37%	4.3%	0.5%	4%
	男	19,844	10.1%	0%	2.4%	7.7%	46.5%	0.7%	4.5%	3.1%	27.4%	1.9%	0.4%	5.4%
	女	20,752	5.1%	0%	0.4%	4.7%	23.4%	0.2%	2.2%	13.1%	46.1%	6.5%	0.7%	2.7%
	国立	146	15.1%	0%	4.1%	11%	45.2%	0%	0%	4.1%	26.7%	2.7%	0%	6.2%
	公立	2,583	4.5%	0%	0.9%	3.6%	22%	0.1%	0.3%	14.4%	46.2%	10.1%	0%	2.5%
私立	37,867	7.7%	0%	1.4%	6.3%	35.5%	0.4%	3.6%	7.8%	36.3%	3.9%	0.6%	4.1%	
H19	計	42,096	8.4%	0.1%	2%	6.3%	34%	0.3%	1.5%	8.6%	39%	2.6%	0.4%	5%
	男	20,734	11.5%	0.1%	3.3%	8.1%	42.6%	0.4%	1.8%	3.5%	32.1%	1%	0.3%	6.8%
	女	21,362	5.2%	0%	0.7%	4.5%	25.4%	0.1%	1.2%	13.5%	46.5%	4.2%	0.6%	3.2%
	国立	150	11.3%	0%	4%	7.3%	50%	0%	0%	2.7%	30%	0.7%	0%	5.3%
	公立	2,819	6.8%	0%	1.4%	5.4%	32.7%	0%	0.3%	12.8%	38.3%	7%	0.1%	2%
私立	39,127	8.4%	0.1%	2%	6.3%	33.9%	0.3%	1.6%	8.3%	39.5%	2.3%	0.5%	5.2%	

学歴区別教員構成



専修学校に関するこれまでの主な制度改正

昭和51年 1月	・ 学校教育法一部改正及び専修学校設置基準等の施行により、 制度発足
昭和57年 8月	・ 私立学校振興助成法一部改正 専修学校を設置する準学校法人に対する国及び地方公共団体の助成及び監督規定を整備
昭和60年 9月	・ 修業年限3年以上で文部大臣の指定する高等専修学校卒業者に「 大学入学資格 」を付与（6月に臨時教育審議会第1次答申）
平成3年 7月	・ 大学設置基準等の改正により、修業年限2年以上の専門学校における学修（既修得単位を含む）を、 大学等が単位として認定する制度を創設 （2月に大学審議会答申）
平成5年 4月	・ 一定の専修学校の設置を主たる目的とする 準学校法人等 を所得税法及び法人税法上の 特定公益増進法人 に追加
平成5年 4月	・ 学校教育法施行規則の改正等により、高等専修学校における学修等を、 高等学校が単位数の一部として認定する制度を創設
平成6年 6月	・ 専修学校設置基準の一部改正 （他の専修学校等における学習成果の認定、昼夜開講制、科目等履修制度を導入） ・ 一定要件を満たす専門課程の修了者に対し「 専門士 」の称号を付与できる制度を創設
平成10年 6月	・ 専門学校卒業者の 大学編入学等 を盛り込んだ 学校教育法等の一部改正法成立 （平成10年6月12日公布法律第101号）施行日は平成11年4月1日
平成11年10月	・ 専修学校設置基準の一部改正 （他の専修学校等における学習成果の認定の拡大、遠隔教育の導入）
平成14年 3月	・ 専修学校設置基準の一部改正 （自己点検評価・情報提供について規定）
平成15年 9月	・ 学校教育法施行規則の一部改正（入学資格の弾力化）
平成15年12月	・ 専修学校等法人（私学法第64条第4項に規定する法人）の認可基準等の改正（個人立専修学校等の学校法人化の要件を緩和）
平成16年 6月	・ 専修学校設置基準、各種学校規程の一部改正（校舎面積基準の弾力化、他の学校等の施設・設備等の使用を可能とする）
平成17年 9月	・ 一定の要件（修業年限4年以上、総授業時数3,400時間以上等）を満たす専門課程の修了者に対し、「 高度専門士 」の称号を付与できる制度及び 大学院入学資格 を認める制度を創設

平成18年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専修学校設置基準の一部改正（遠隔授業の行える範囲を1/2から3/4に拡大、自宅においても可能に） ・ 勤労学生控除制度の改正(個人立専修学校等の生徒についても、当該専修学校等が文部科学大臣の定める基準を満たす場合には、勤労学生控除の対象として取り扱われることに)
平成18年 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項の改正(課程の開設年度からの申請が可能に) ・ 大学院入学資格に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項の改正(課程の開設年度からの申請が可能に) ・ 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する実施要項の改正(課程の開設年度からの推薦が可能に) ・ 専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与に関する実施要項の改正(課程の開設年度からの推薦が可能に)
平成19年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法等の一部改正(専修学校等の自己点検評価等の義務化, 履修証明制度の創設) ・ 校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業(特区833)の全国化

専門学校修了者の大学編入学者数の推移 及び大学・短大等卒業生の専門学校への入学状況

1. 専門学校修了者の大学編入学者数の推移

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
国 立	134	241	233	257	330	401	492	553
公 立	53	81	98	90	143	173	210	235
私 立	1,544	1,407	1,476	1,614	1,846	1,983	2,007	1,848
計	1,731	1,729	1,807	1,961	2,319	2,557	2,709	2,636

(学校基本調査【H 2 0については速報】)

(参考) 専門学校から大学に編入できる者

専門学校(修業年限2年, 1, 700時間以上)を修了した者で大学入学資格のある者。(学校教育法第82条の10)

なお, 昭和51年の専修学校制度発足以降の卒業生が対象となる。

2. 大学・短大等卒業生の専門学校への入学状況

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
大 学	16,224 (5.2%)	18,008 (5.5%)	18,763 (5.5%)	19,383 (5.8%)	18,421 (5.6%)	16,794 (5.6%)	15,579 (5.5%)	14,638 (5.7%)
短期大学	8,435 (2.7%)	7,590 (2.3%)	6,738 (2.0%)	6,419 (1.9%)	5,930 (1.8%)	5,316 (1.8%)	4,851 (1.7%)	4,473 (1.8%)
高等専門 学 校	369 (0.1%)	376 (0.1%)	401 (0.1%)	472 (0.1%)	398 (0.1%)	369 (0.1%)	368 (0.1%)	736 (0.3%)
合 計	25,028 (8.0%)	25,974 (8.0%)	25,902 (7.7%)	26,274 (7.8%)	24,749 (7.6%)	22,479 (7.5%)	20,798 (7.4%)	19,847 (7.8%)
専門学校 入学者数	314,714	326,632	338,264	335,102	326,593	300,834	282,019	254,688

※ () は専門学校入学者数に占める割合

(学校基本調査【H 2 0については速報】)

専門士・高度専門士の称号付与状況及び大学院入学資格の付与状況

1. 専門士の称号の付与状況（平成19年度）

- 学校数 …… 2,954校
- 学科数 …… 7,269学科
専門課程の学科数（8,737学科）に占める割合：83.2%
修業年限2年以上の専門課程の学科数（7,517学科）に占める割合：96.7%

（参考）専門士の要件

- a. 修業年限2年以上
- b. 課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上
- c. 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

2. 高度専門士の称号・大学院入学資格の付与状況（平成19年度）

- 学校数 …… 240校
- 学科数 …… 359学科
専門課程の学科数（8,737学科）に占める割合：4.1%
修業年限4年以上の専門課程の学科数（493学科）に占める割合：72.8%

- 課程の分野別内訳 （カッコ内は百分率）

分野	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業 実務	服飾・ 家政	文化・ 教養	総計
学科数	90 (25.1)	3 (0.8)	165 (46.0)	8 (2.2)	13 (3.6)	42 (11.7)	12 (3.3)	26 (7.2)	359 (100.0)

（参考）高度専門士・大学院入学資格の要件

- a. 修業年限4年以上
- b. 課程の修了に必要な総授業時数3,400時間以上
- c. 体系的に教育課程が編成されていること
- d. 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

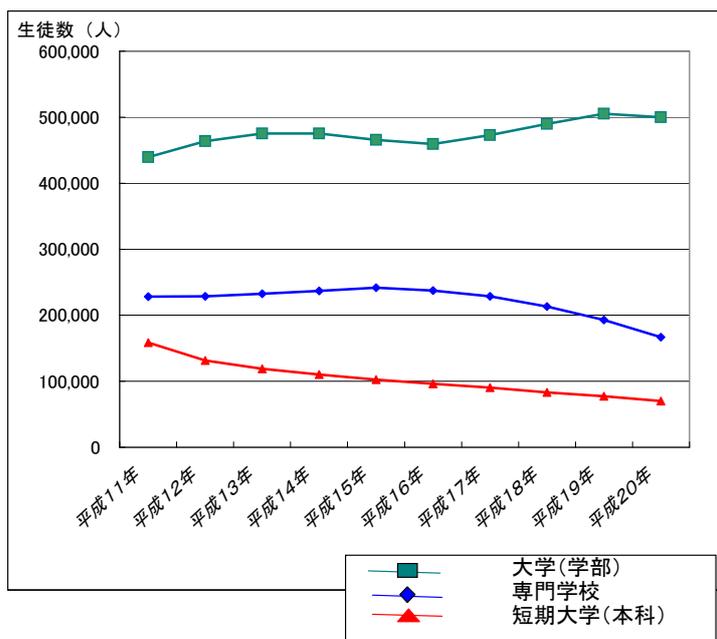
新規高卒者に占める専門学校等への進学者数・進学率の推移

「学校基本調査(平成20年については速報)」

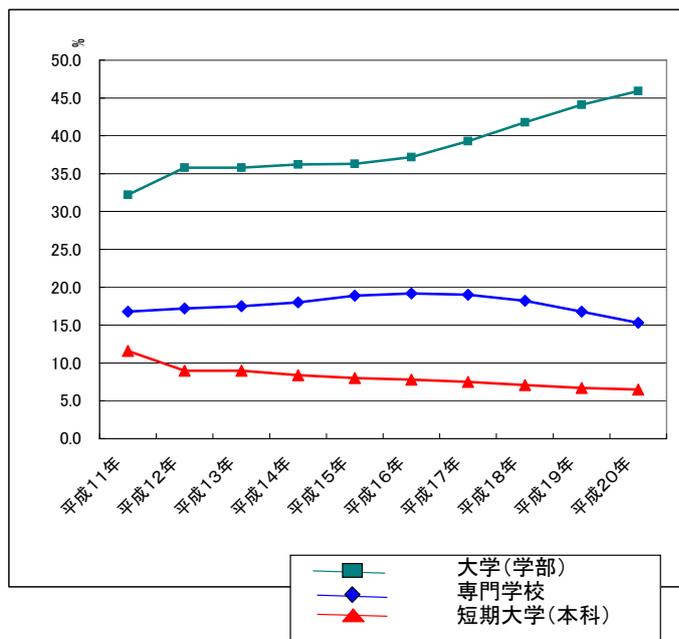
	平成11年		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年	
	入学者数	進学率								
専門学校	228,390	16.8%	228,672	17.2%	232,625	17.5%	236,791	18.0%	241,931	22.2%
大学(学部)	439,449	32.2%	463,897	34.9%	475,394	35.8%	475,330	36.2%	465,372	42.8%
短期大学(本科)	158,382	11.6%	131,363	9.9%	119,173	9.0%	110,089	8.4%	102,269	9.4%
新規高卒者数	1,362,682		1,328,902		1,326,844		1,314,809		1,281,334	

	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年	
	入学者数	進学率								
専門学校	237,264	19.2%	228,858	19.0%	213,096	18.2%	193,074	16.8%	167,004	15.3%
大学(学部)	459,140	37.2%	472,897	39.3%	489,821	41.8%	505,378	44.1%	500,008	45.9%
短期大学(本科)	96,452	7.8%	90,312	7.5%	83,214	7.1%	77,189	6.7%	70,213	6.5%
新規高卒者数	1,235,012		1,202,738		1,171,501		1,147,159		1,088,243	

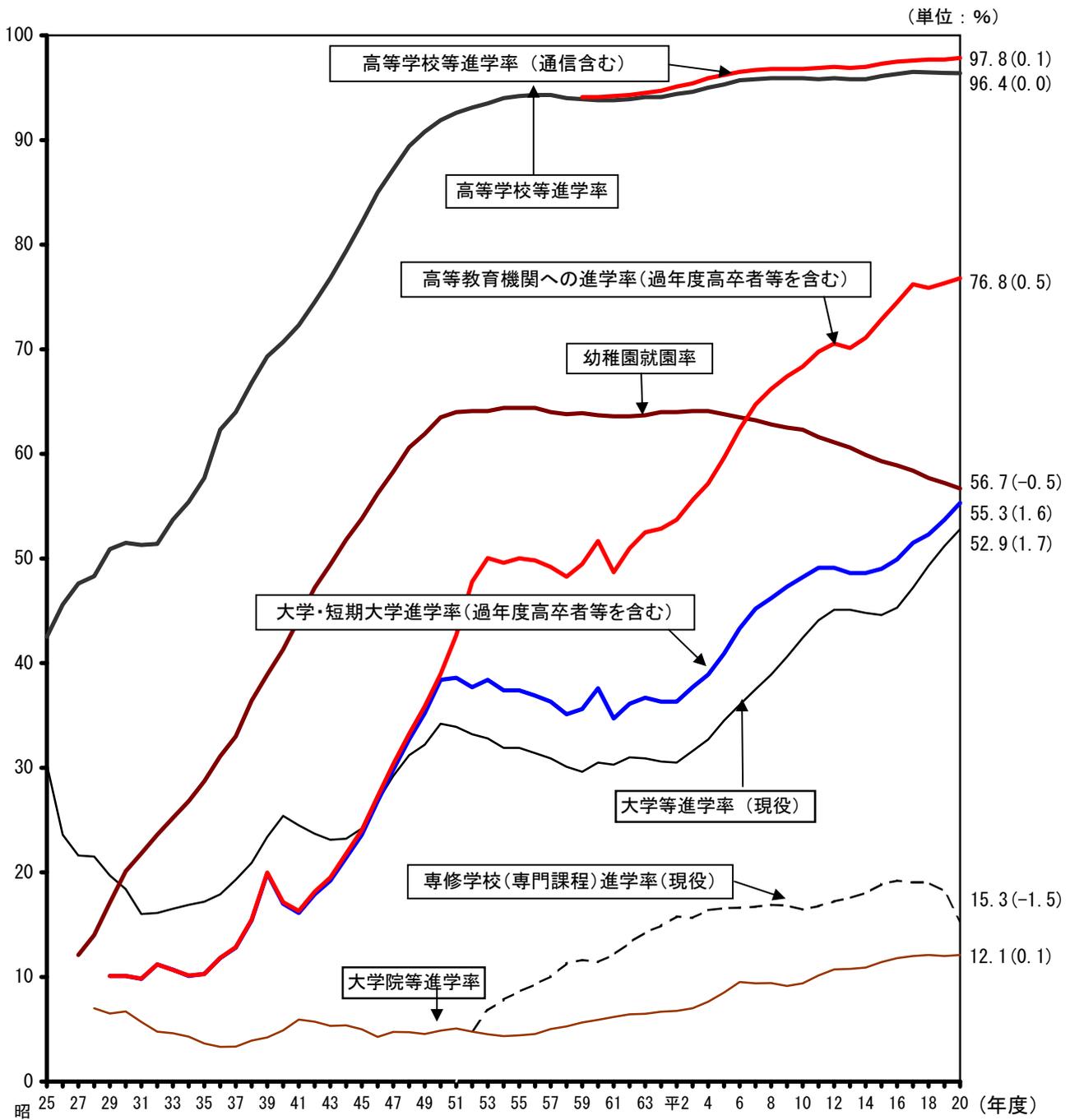
新規高卒者の専門学校等への進学者数の推移



新規高卒者の専門学校等への進学率の推移



就園率・進学率の推移



- (注) 1 () 内の数値は前年度からの増減値 (単位：ポイント) である。
- 2 高等学校等進学率：中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率 (高等学校の通信制課程 (本科) への進学者を除く)。
- 3 高等学校等進学率 (通信含む)：中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち高等学校等の本科・別科、高等専門学校、高等学校の通信制課程 (本科) に進学した者の占める比率で、昭和59年から調査開始。
- 4 大学等進学率 (現役)：高等学校本科及び中等教育学校後期課程卒業生のうち、大学の学部・別科、短期大学の本科・別科及び高等学校等の専攻科に進学した者の比率。
- 5 大学・短期大学進学率 (過年度高卒者等を含む)：大学学部・短期大学本科入学者数 (過年度高卒者等を含む) を、18歳人口 (3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数、以下同じ) で除した比率。
- 6 大学院等進学率：大学学部卒業生のうち、大学院研究科、大学学部、短期大学の本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者の比率。
- 7 専修学校 (専門課程) 進学率：高等学校卒業生及び中等教育学校後期課程卒業生のうち、専修学校専門課程に進学した者の占める比率。
- 8 高等教育機関への進学率 (過年度高卒者等を含む)：大学・短期大学への入学者、高等専門学校4年等在学者、専修学校 (専門課程) 入学者を18歳人口で除した比率。

専門学校卒業者の分野別就職率

分野	就職者数(人)						総計	卒業者数 (人)	卒業者に 占める就 職者の割 合(%)	卒業者に占め る関係分野へ の就職者の割 合(%)
	関係分野			その他分野						
	男	女	計	男	女	計				
工業	29,950	4,489	34,439	2,544	577	3,121	37,560	44,784	83.9%	76.9%
農業	815	339	1,154	89	35	124	1,278	1,504	85.0%	76.7%
医療	15,799	40,582	56,381	508	605	1,113	57,494	65,409	87.9%	86.2%
衛生	13,009	23,413	36,422	460	874	1,334	37,756	43,916	86.0%	82.9%
教育・社会福祉	8,165	14,325	22,490	584	696	1,280	23,770	27,413	86.7%	82.0%
商業実務	7,642	15,218	22,860	1,139	1,452	2,591	25,451	32,136	79.2%	71.1%
服飾家政	1,193	4,226	5,419	63	291	354	5,773	9,092	63.5%	59.6%
文化・教養	13,896	15,912	29,808	2,562	2,551	5,113	34,921	54,514	64.1%	54.7%
計 (人)	90,469	118,504	208,973	7,949	7,081	15,030	224,003	278,768	80.4%	73.8%

(出典)文部科学省学校基本調査報告書(平成19年度)より作成

医療関係等指定養成施設数及び定員数の例

【看護師指定養成施設】

平成19年4月時点

施設種別	学校数	割合	定員数	割合
専修学校	726	70.2%	34,551	62.7%
大学(短期大学含む)	199	19.2%	14,943	27.1%
高等学校(専攻科含む)	83	8.0%	4,000	7.3%
その他	26	2.5%	1,620	2.9%
計	1,034	100.0%	55,114	100.0%

【介護福祉士指定養成施設】

平成19年4月時点

施設種別	学校数	割合	定員	割合
専修学校	265	63.2%	18,134	69.5%
大学(短期大学含む)	151	36.0%	7,841	30.0%
高等学校専攻科	3	0.7%	120	0.5%
計	419	100.0%	26,095	100.0%

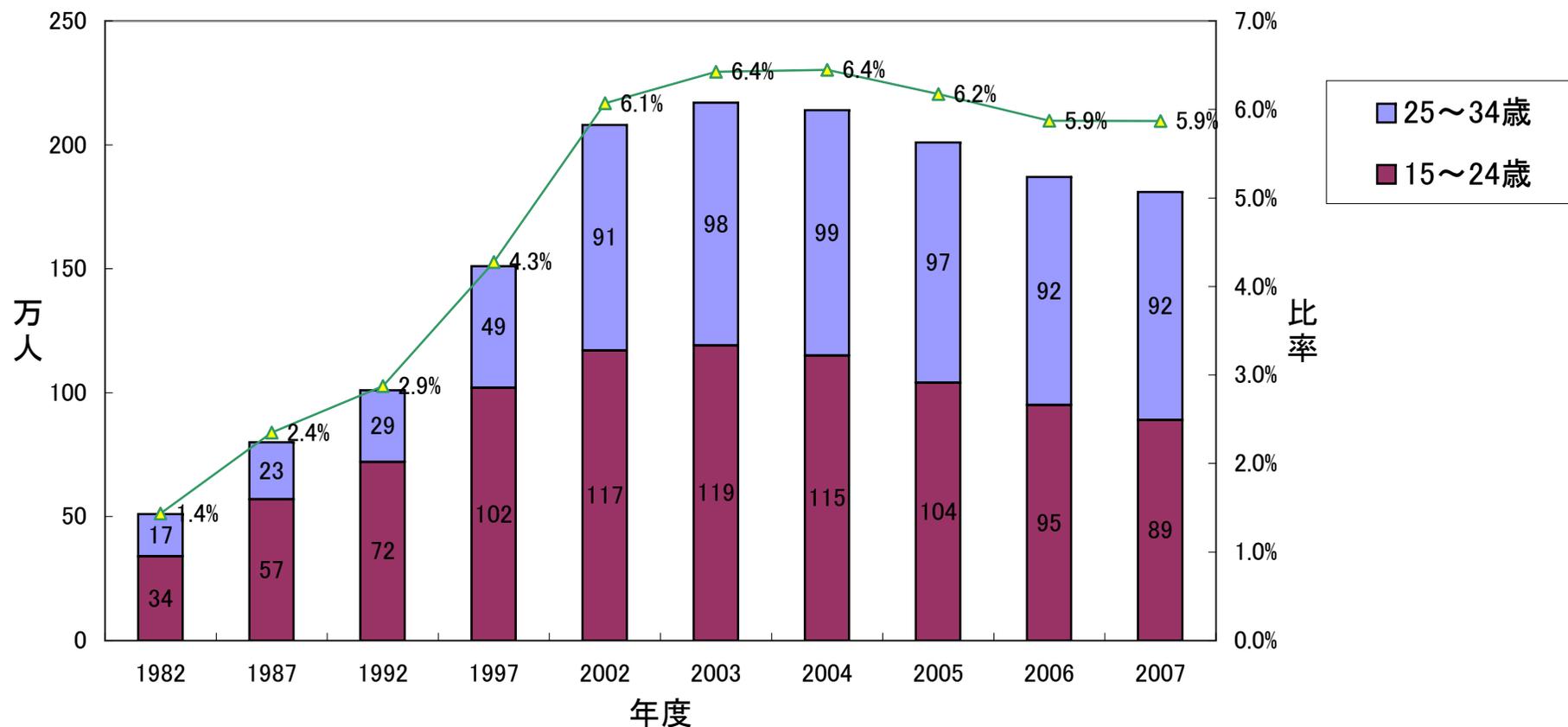
【柔道整復師指定養成施設】

平成20年4月時点

施設種別	学校数	割合	定員	割合
専修学校	87	90.6%	7,918	92.4%
大学(短期大学含む)	6	6.3%	499	5.8%
その他	3	3.1%	150	1.8%
計	96	100.0%	8,567	100.0%

(注) 文部科学省・厚生労働省調べ

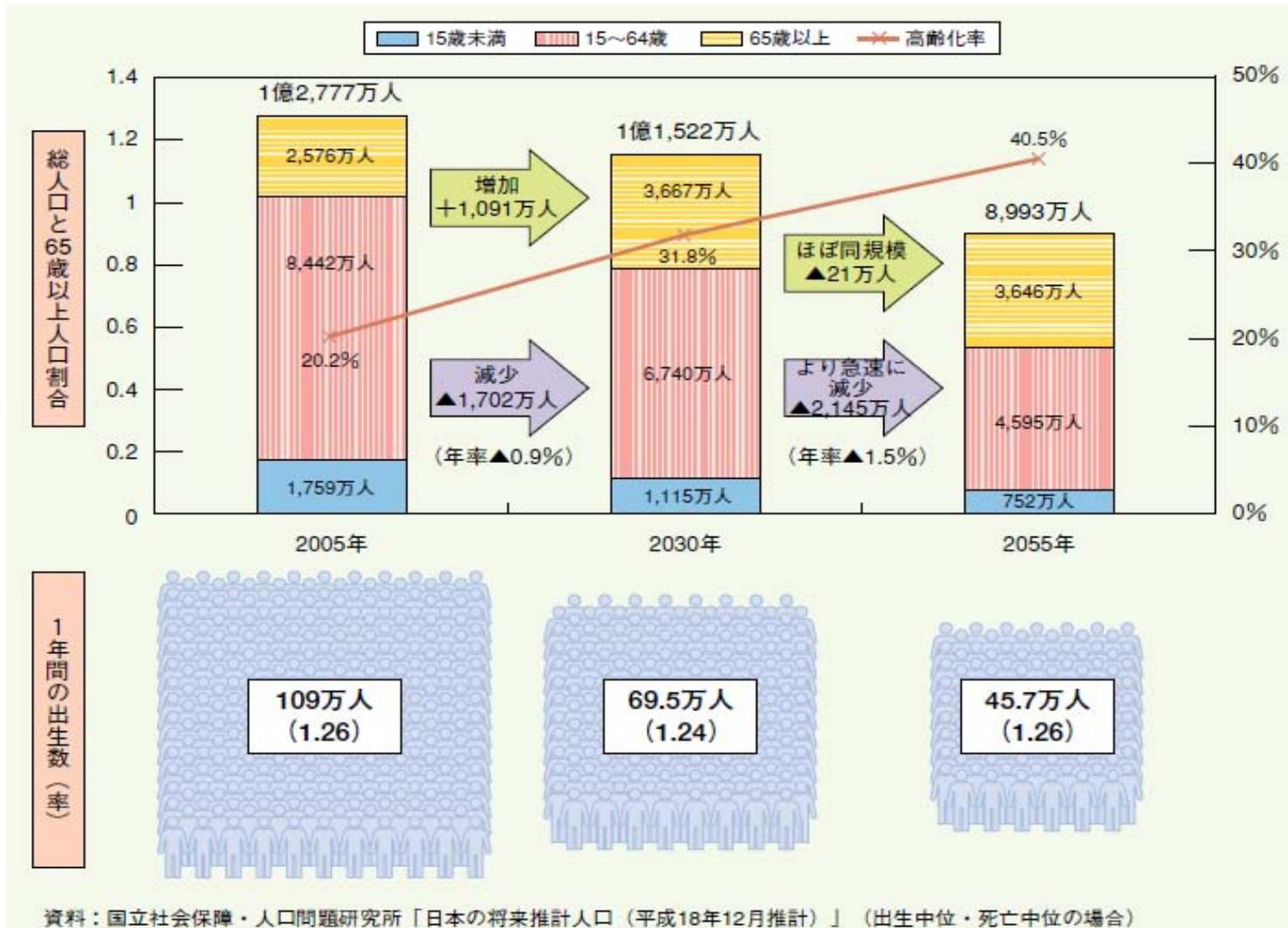
フリーター数及び若年人口に占める比率の推移



(注)総務省統計局「労働力調査」より作成

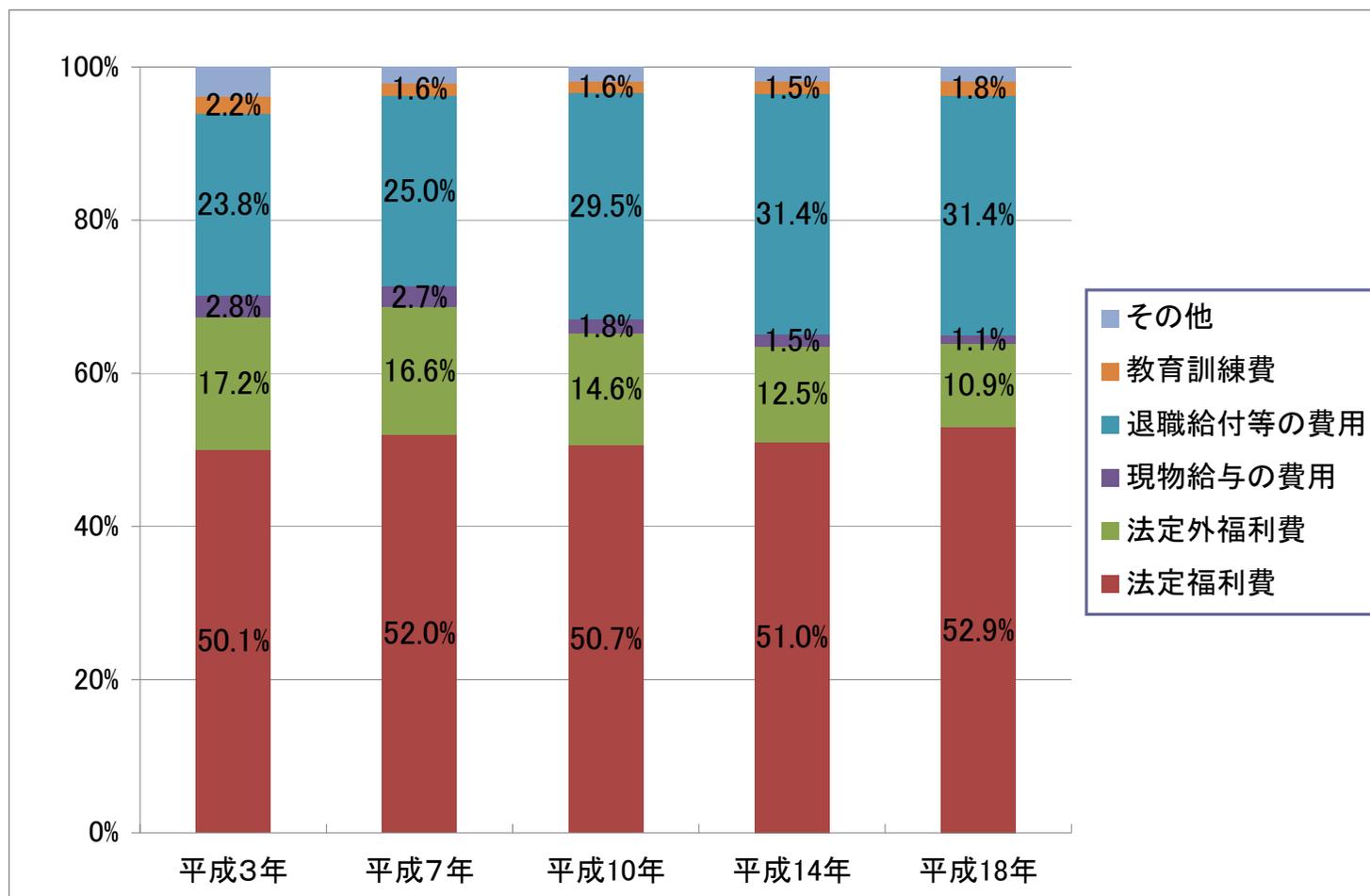
フリーターの定義は厚生労働省の定義(15歳～34歳の者(女性については未婚)であって、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者)による。

今後の人口及び年齢構成の変化と出生数（合計特殊出生率）の見通し



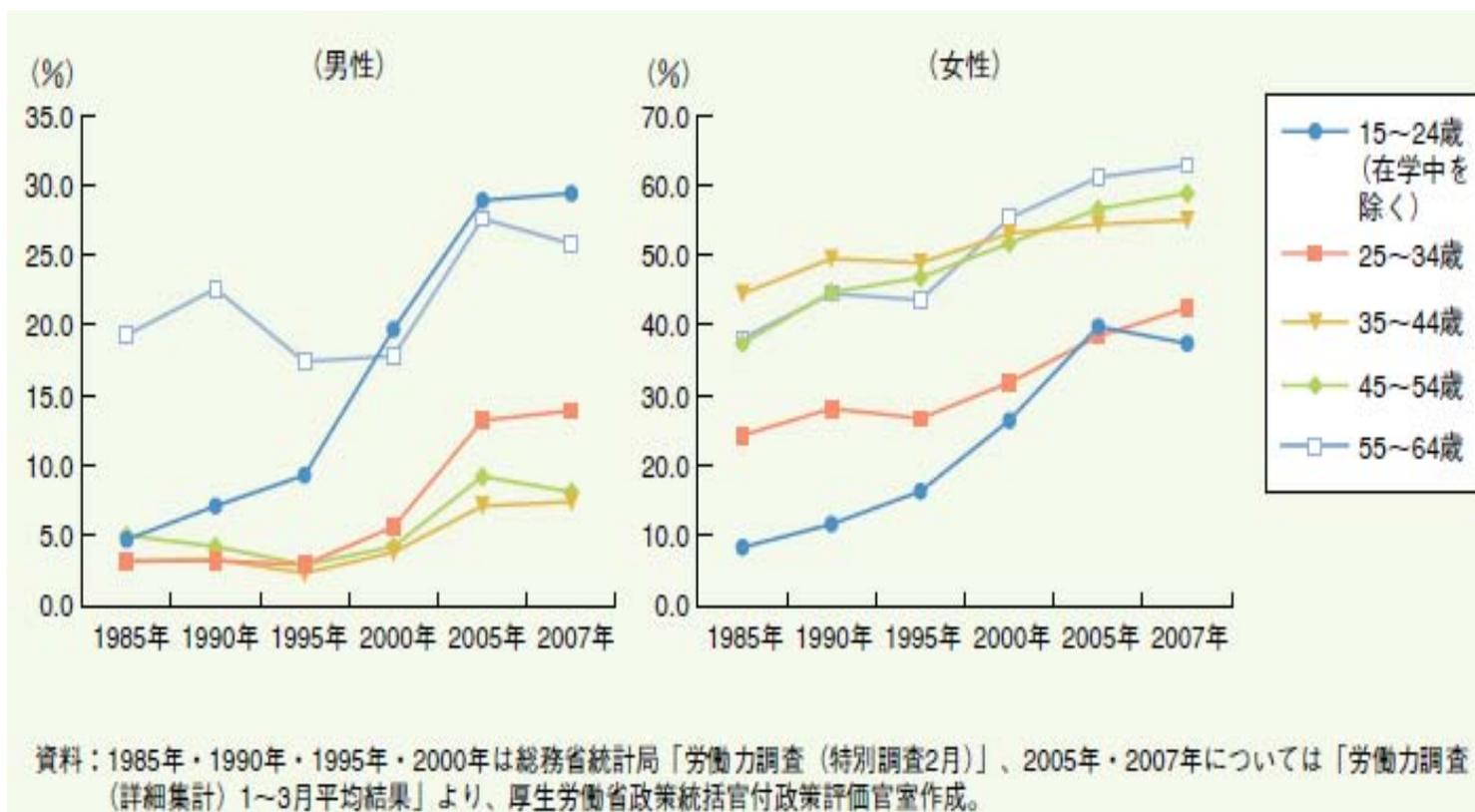
(出典)『平成20年版厚生労働白書』47頁

現金給与以外の労働費用に占める教育訓練費の割合の推移



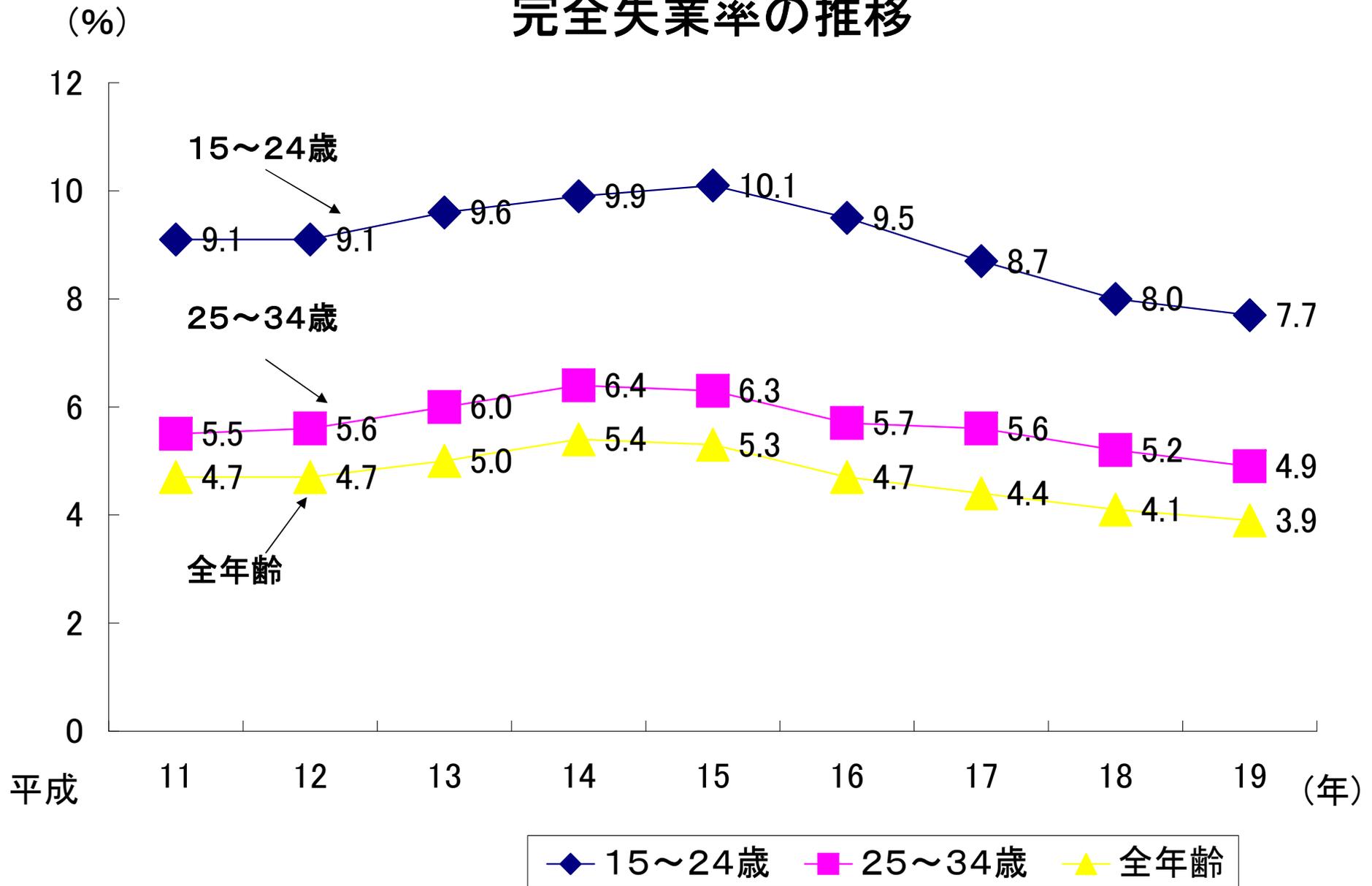
(注) 常用労働者1人1か月平均
厚生労働省『就労条件総合調査』各年結果より作成

役員を除く雇用者に占める正規従業員以外の雇用者の割合（非農林業）



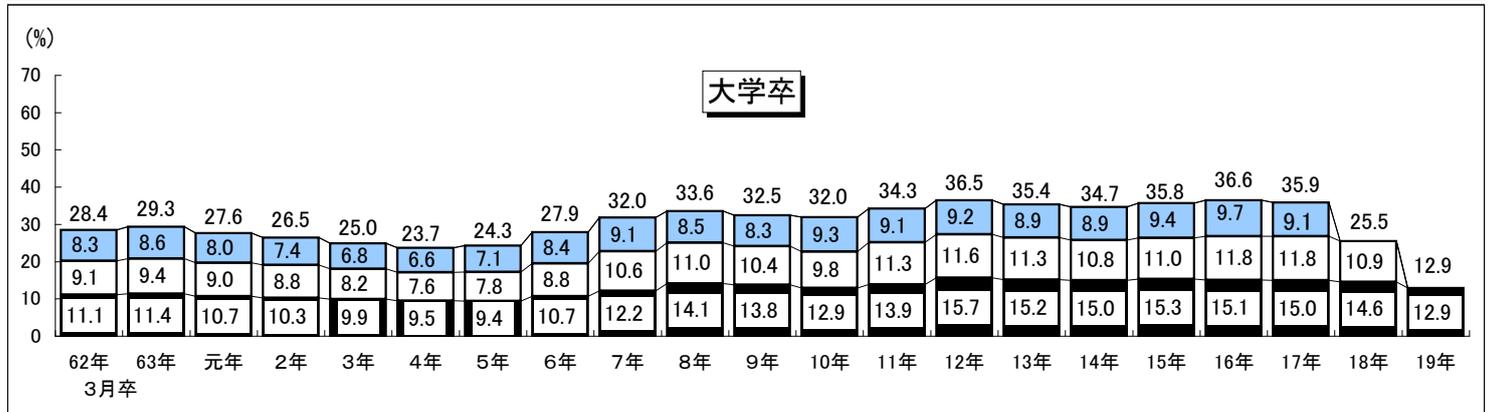
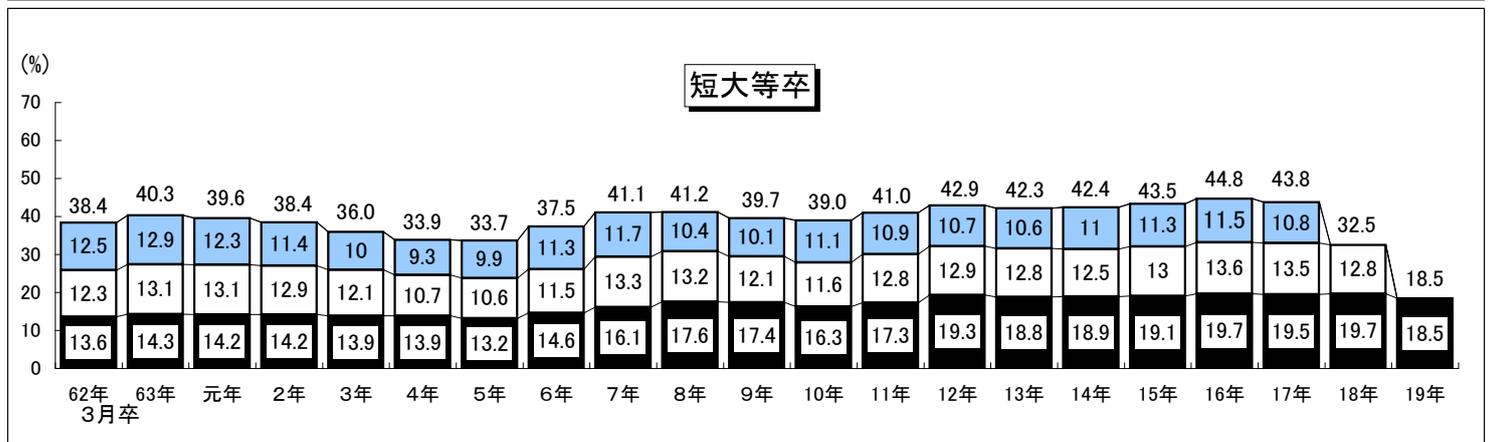
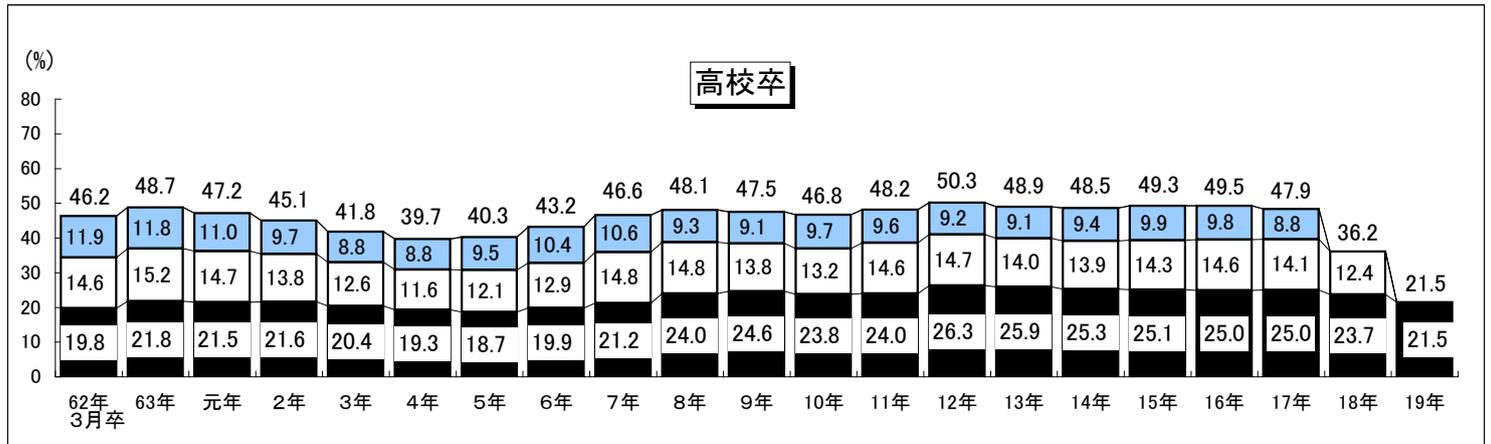
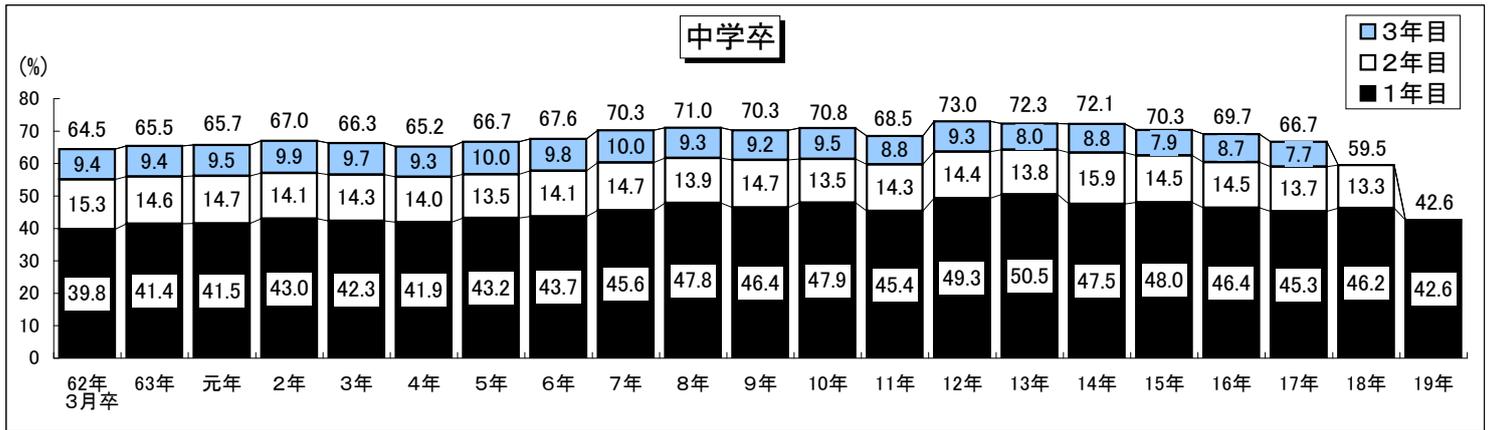
（出典）『平成20年版厚生労働白書』55頁

完全失業率の推移



(資料出所)総務省統計局「労働力調査」
(注)完全失業率は年平均

新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移



(資料出所) 厚生労働省職業安定局集計

(注) 3年目までの離職率は四捨五入の関係で、合計と一致しないことがある。

社会人・職業教育訓練への参入程度

*教育訓練事業
=社会人を対象
にした学校教育
以外の講習
会・セミナー・
通信教育など

	件数	構成比 (%)	年間総収入 (万円)	教育訓練事業		
				総収入に占める教育訓練事業収入の割合 (%)	組織当たりの平均教育訓練事業収入 (万円)	全教育訓練サービスに占める組織形態別占有率 (%)
	a	b	c	d	e=c*d	f
【全体】	1,571	100.0	116,815.9	5.7	6,670.7	100.0
【組織形態別】						
民間企業	245	15.6	50,006.3	43.4	21,693.0	50.7
公益法人	433	27.6	43,307.1	14.4	6,218.7	25.7
経営者団体	371	23.6	27,229.5	3.6	992.4	3.5
専修学校等	173	11.0	33,645.6	9.6	3,235.4	5.3
大学等	228	14.5	594,950.1	0.9	5,649.6	12.3
職業訓練法人等	121	7.7	7,791.5	27.2	2,116.9	2.4

(注) 図表中の数値は、年間総収入、教育訓練事業収入、委託訓練収入のすべてに回答している組織を母数(N=1,571)として分析している。

JILPT(2007)「日本の職業能力開発と教育訓練基盤の整備」

(出典) 専修学校の振興に関する検討会議【第6回】小杉委員提出資料(抄)

平成19年度専修学校教育等の運営改善に関する調査指導
専門学校教育の評価に関する現状調査
〔結果概要〕

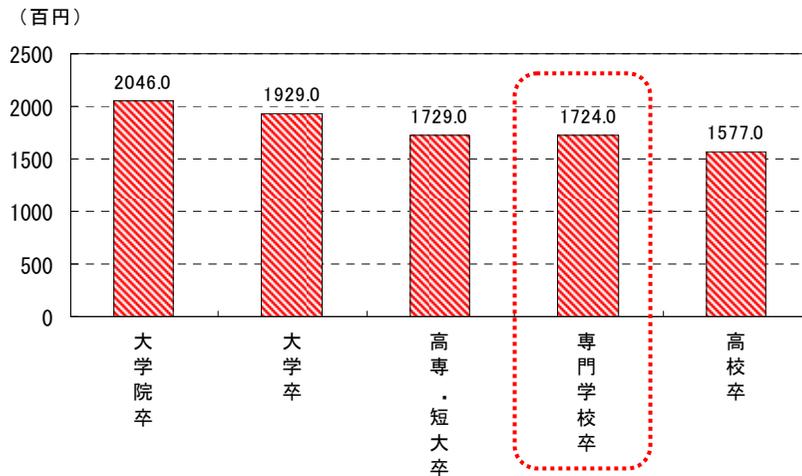
平成20年3月
文部科学省

1. 専門学校卒業生の活用状況(賃金・処遇等)

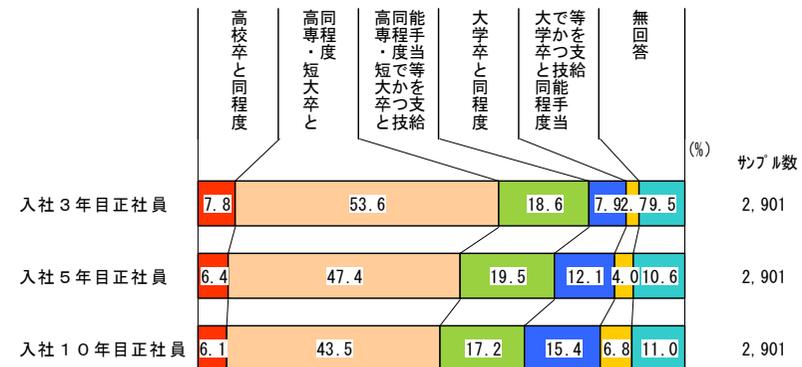
■ 調査概要 【対象】全国企業25,487万社 * 帝国データバンク企業名簿より抽出 【回収】3,299社 うち有効回答票2,901社 【方法】郵送調査法
 【内容】学歴別採用・人事・処遇の動向／学歴別能力評価や課題／キャリア形成支援の現状と課題／専門学校教育への要望

初任給水準、給与水準

○初任給水準は「高専・短大卒」と同程度

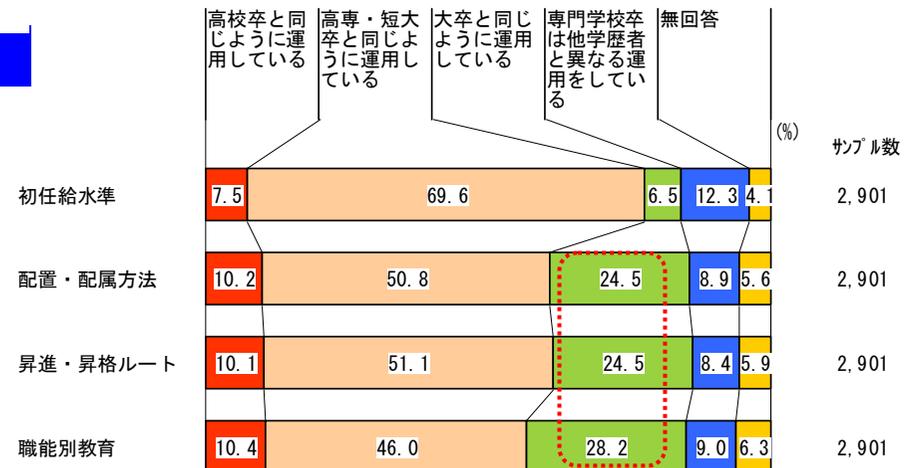


○採用後の給与水準は「高専・短大卒と同程度」のほか「大卒と同程度」も多い



人事処遇状況

○配置・昇進・職能教育については、「高専・短大卒と同じ」のほか「大卒と同じ」も多い

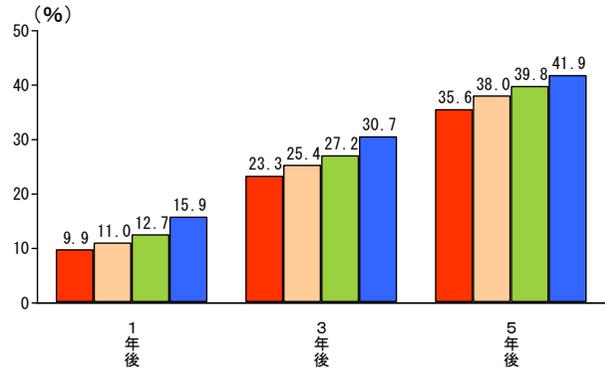


2. 専門学校卒業生の採用理由と育成方針

離職率

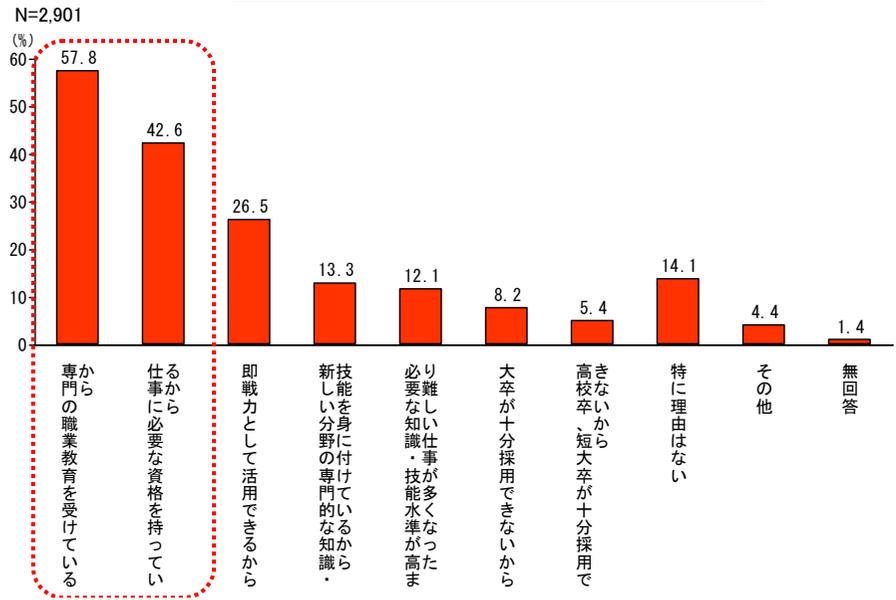
○専門学校卒の離職率は、
大学卒や高専・短大卒よりやや高い

■ 大学・大学院卒 n=2,085 ■ 高専・短大卒 n=1,771
■ 専門学校卒 n=2,146 ■ 高校卒 n=1,540



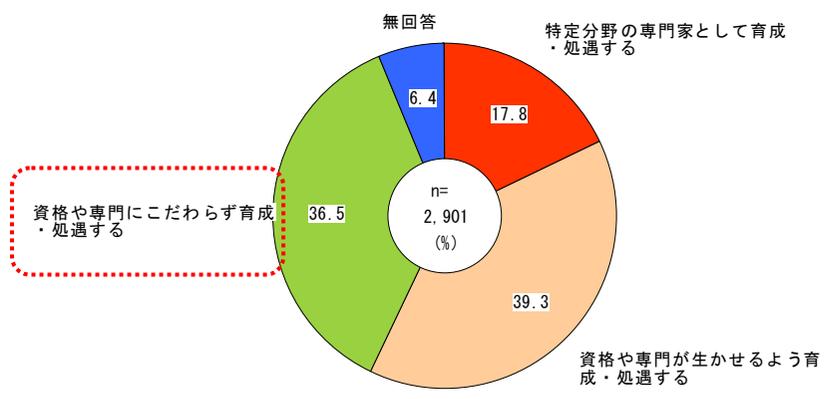
採用理由(採用時)

○採用理由は、「専門の職業教育を受けている」
「必要な資格を持っている」が多い



育成方針(採用後)

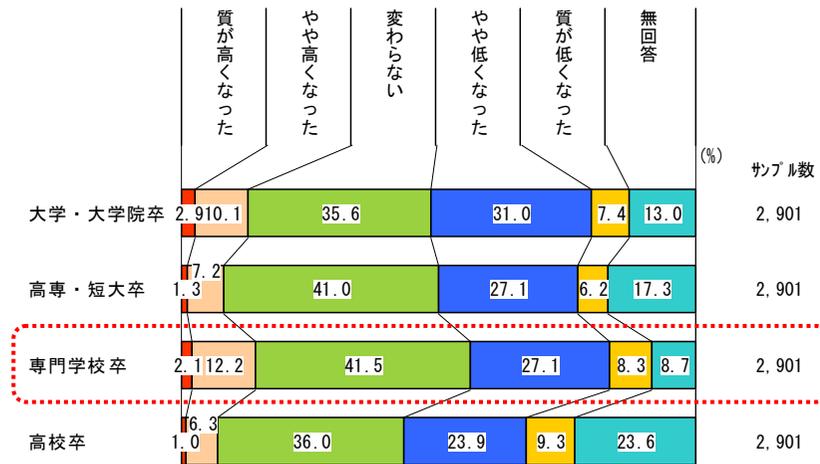
○採用後10年間の育成方針としては、「資格や専門にこだわらない」も4割弱



3. 専門学校卒業生に対する評価

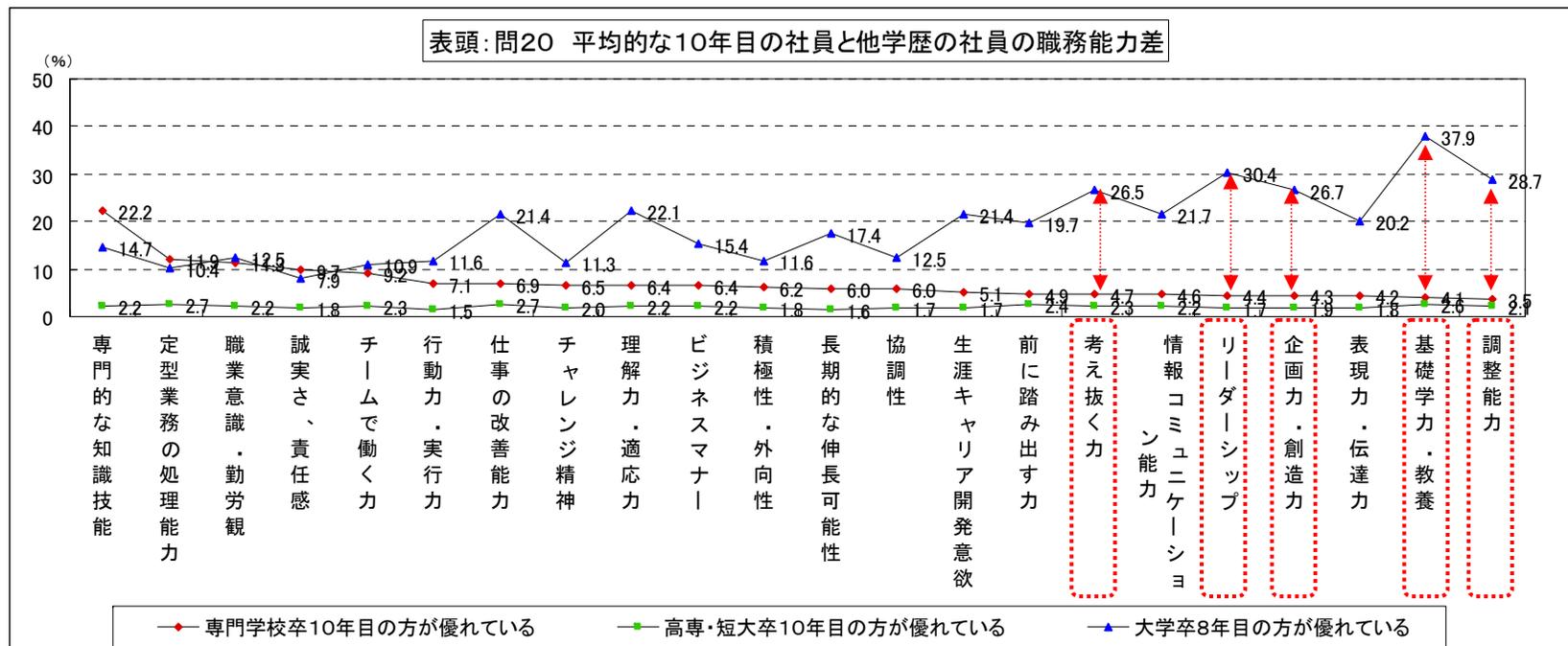
人材水準への評価

○専門学校卒の新卒採用者の質については、10年前と比べて「変わらない」がもっとも多い



職業能力への評価

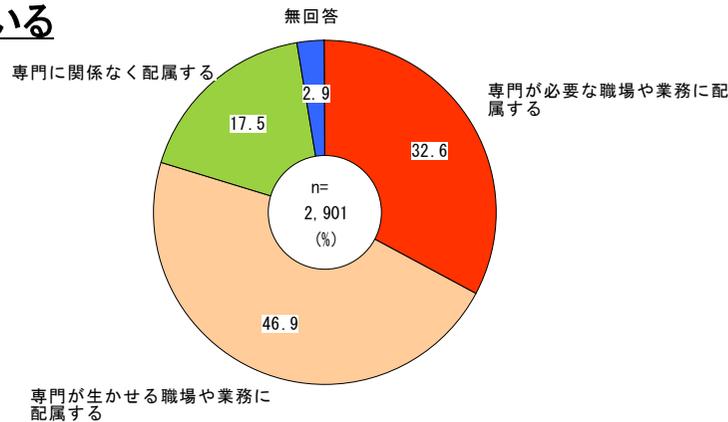
○専門学校卒と大学卒との能力評価差が大きいのは、指導・調整能力や企画・思考力



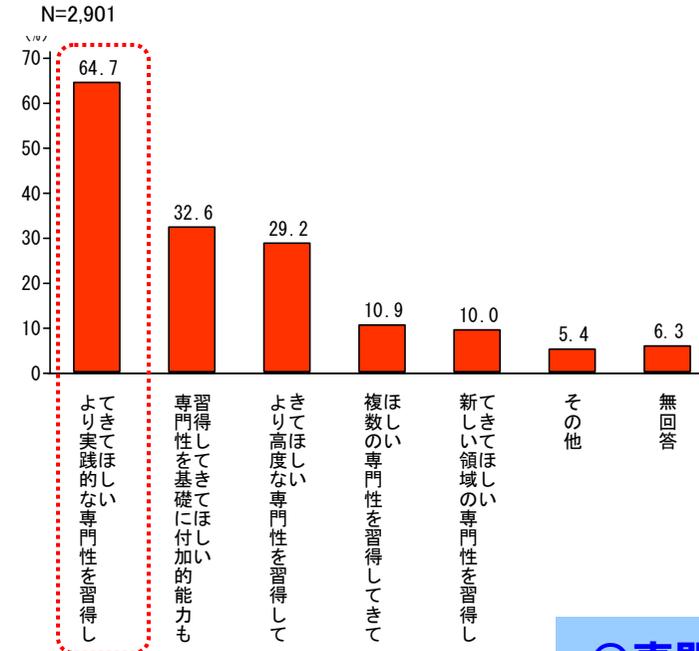
4. 専門学校教育に対する期待

専門性への評価と期待

○専門学校卒はその専門性に配慮した活用が行われている



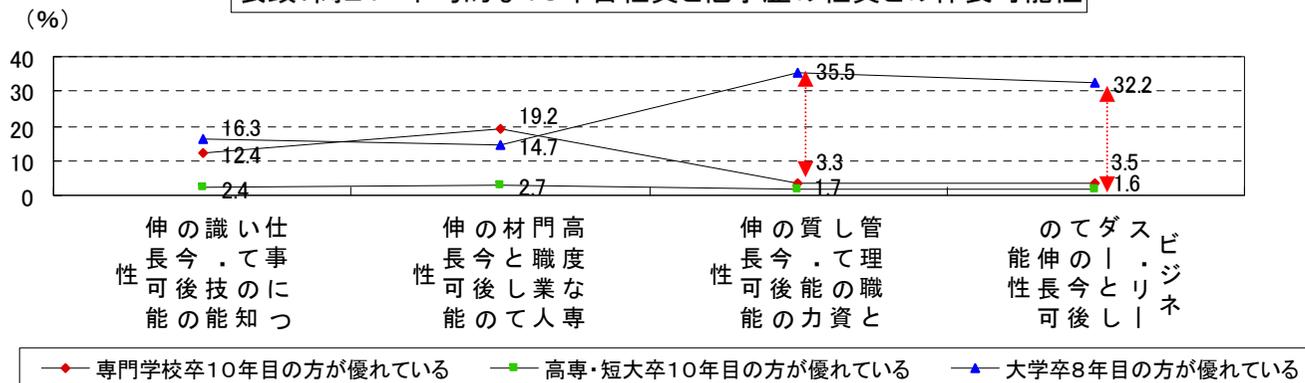
○今後期待するのは「より実践的な専門性」の習得



中期的な能力伸長への評価と期待

○専門的職業人材としては期待されつつ、管理職やビジネスリーダーとしての期待は低い

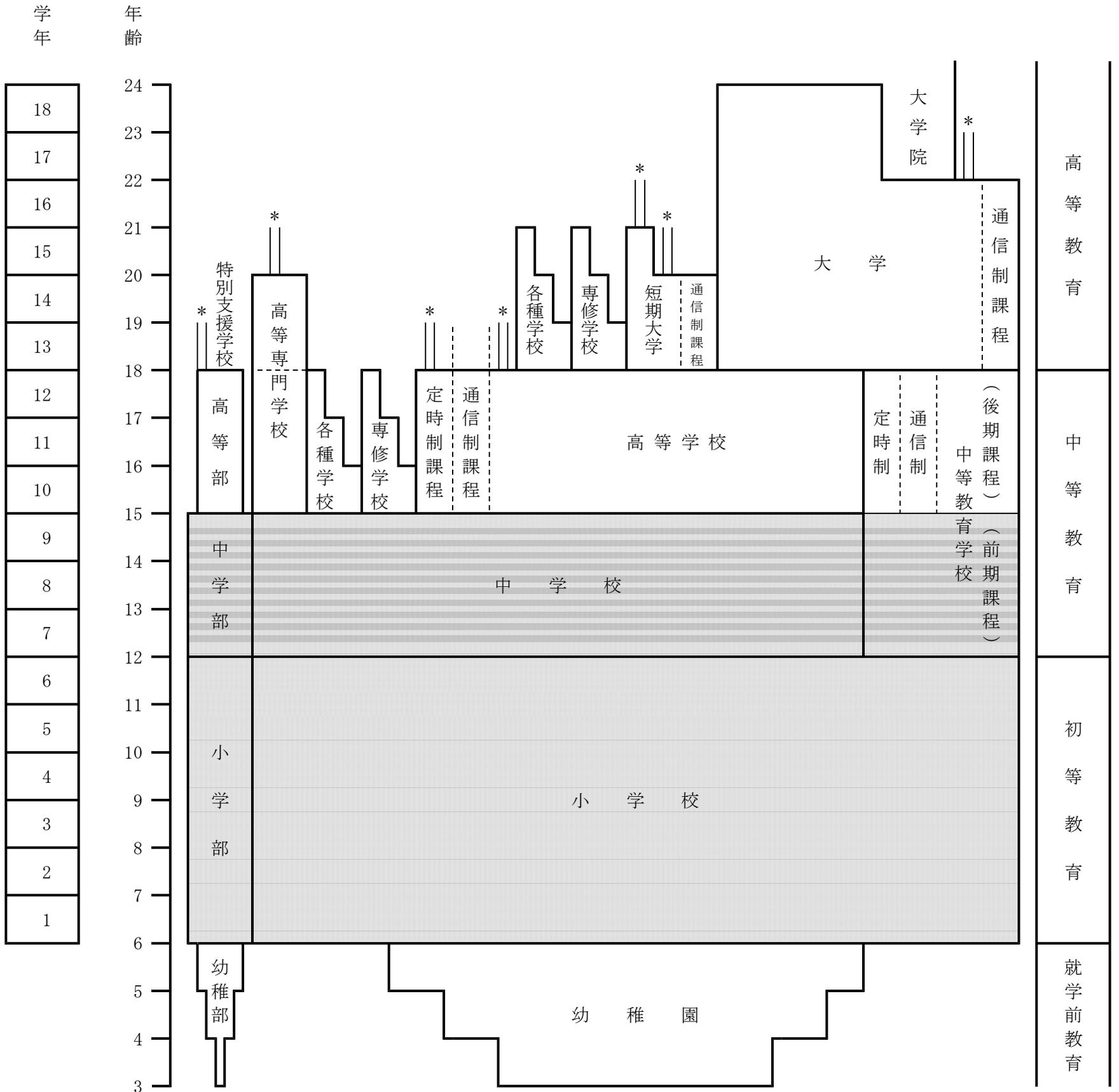
表頭: 問21 平均的な10年目社員と他学歴の社員との伸長可能性



○専門学校教育への要望(ヒアリングより)

企業は専門学校卒の専門的職業能力や即戦力性、“職人気質”といったものに魅力は感じつつも、今後の専門学校教育には、より基礎力の強化を求める声が続々と寄せられている。「問題解決のような能力が採用時から身につけているといい」「基礎力をしっかりつけて応用力を発揮できるように」「より広い基礎的な教養を身につけて伸びしろを長くしてほしい」など。

日本の学校系統図



- (注) (1) 部分は義務教育を示す。
 (2) * 印は専攻科を示す。
 (3) 高等学校, 中等教育学校後期課程, 大学, 短期大学, 特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

諸外国の後期中等教育及び短期高等教育における職業教育

1. アメリカ合衆国

総合制ハイスクールにおいて、生徒の希望や能力、適性に応じた教育が行われており、本格的な職業教育は中等教育終了後にコミュニティ・カレッジ等の短期大学において提供される。

短期大学の修業年限は2年で、4年制大学編入を目的とする課程と2年間で完結する課程があるが、職業教育は、「準学士」や他の種々の資格の取得を目指す後者の課程で行われる。

2. イギリス

主な職業教育機関として、継続教育機関がある。生徒は、そこで職業資格を取得する。また、職場における技能訓練を中心とする見習い訓練プログラムもあり、受講生は当該職種の資格を取得する。

短期高等教育に特化した機関はない。職業教育を目的とする短期高等教育プログラムは、継続教育機関、高等教育カレッジ及び大学で提供されている。

3. フランス

主な職業教育機関として職業リセがある。生徒は、履修する教育課程に応じて、各種職業資格及び高等教育入学資格となる職業バカロレアを取得することができる。また、学校教育以外で、見習い技能者養成センターにおいて職業資格取得に向けた訓練を受けることができる。

短期の高等教育課程においては、大学の付設機関である技術短期大学部、リセ付設課程である中級技術者養成課程及び各種学校で中級技術者養成のための職業教育が行われる。

4. ドイツ

主な職業教育訓練制度として、職業学校での職業教育と企業における職業訓練による二元制の職業教育訓練制度(デュアルシステム)がある。これに加えて、専門的な職業教育から上級学校進学資格取得につながる教育まで、多様な職業教育機関が設けられている。

短期高等教育に特化した機関はない。職業教育を目的とする短期高等教育プログラムは、専門学校などで提供されている。

5. 中国

中等専門学校、技術労働者学校及び職業中学の3種類の職業教育機関が設けられている。中等専門学校及び技術労働者学校は主として専門教育が、職業中学では専門教育と普通教育が提供される。(いずれも修了者は高等教育機関への進学が可能)

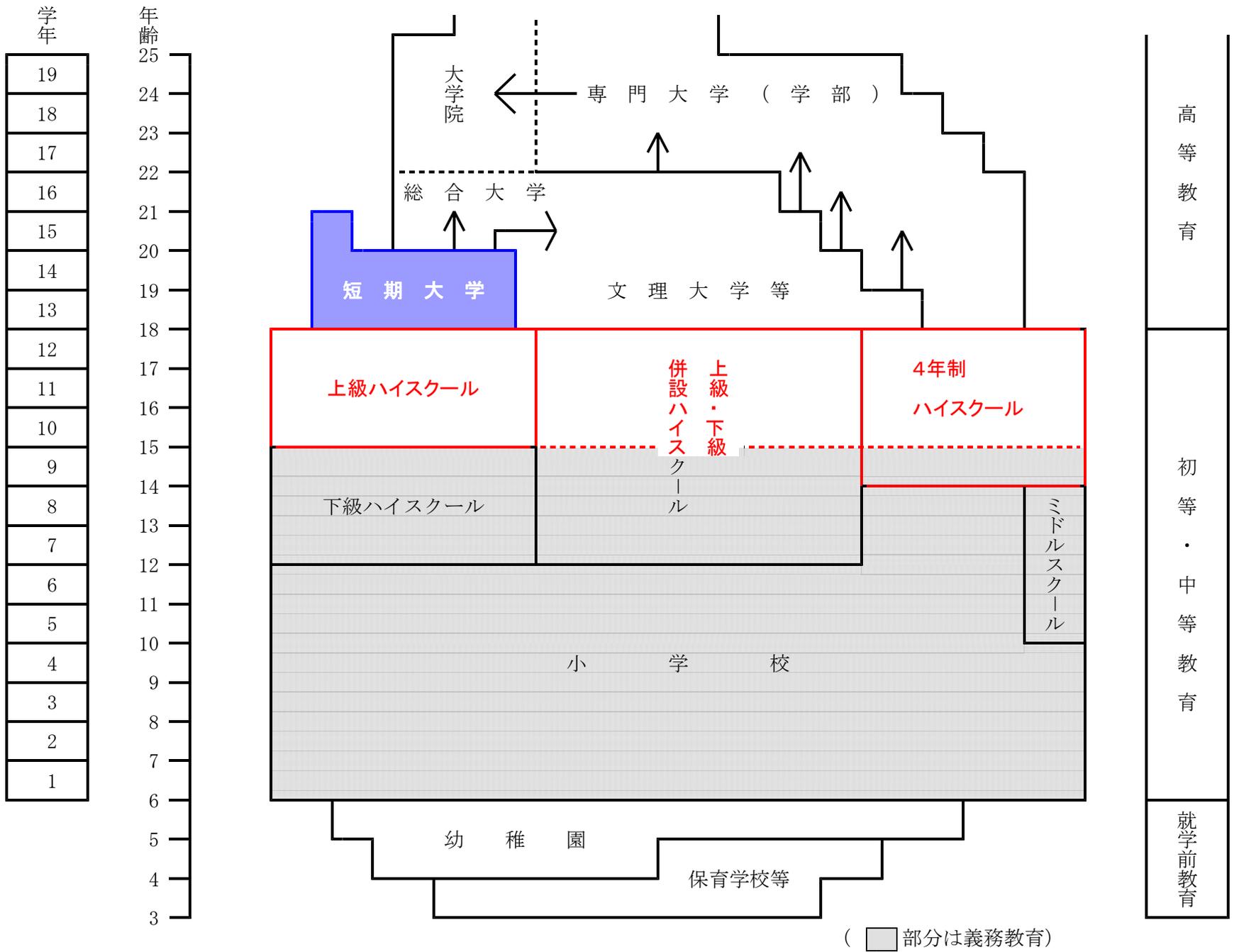
短期高等教育機関としては、2~3年制の専科学校と職業技術学院がある。このうち、職業教育は主に後者(職業技術学院)で提供される。

6. 韓国

普通高校と並んで、多様な職業高等学校が設けられており、細分化された学科において、職業に直接結びついた教育が提供されている。(いずれも修了者は高等教育機関への進学が可能。卒業者の7割近くが進学)

短期の高等教育機関として、2年制あるいは3年制の専門大学がある。

アメリカ合衆国の学校系統図



(部分は義務教育)

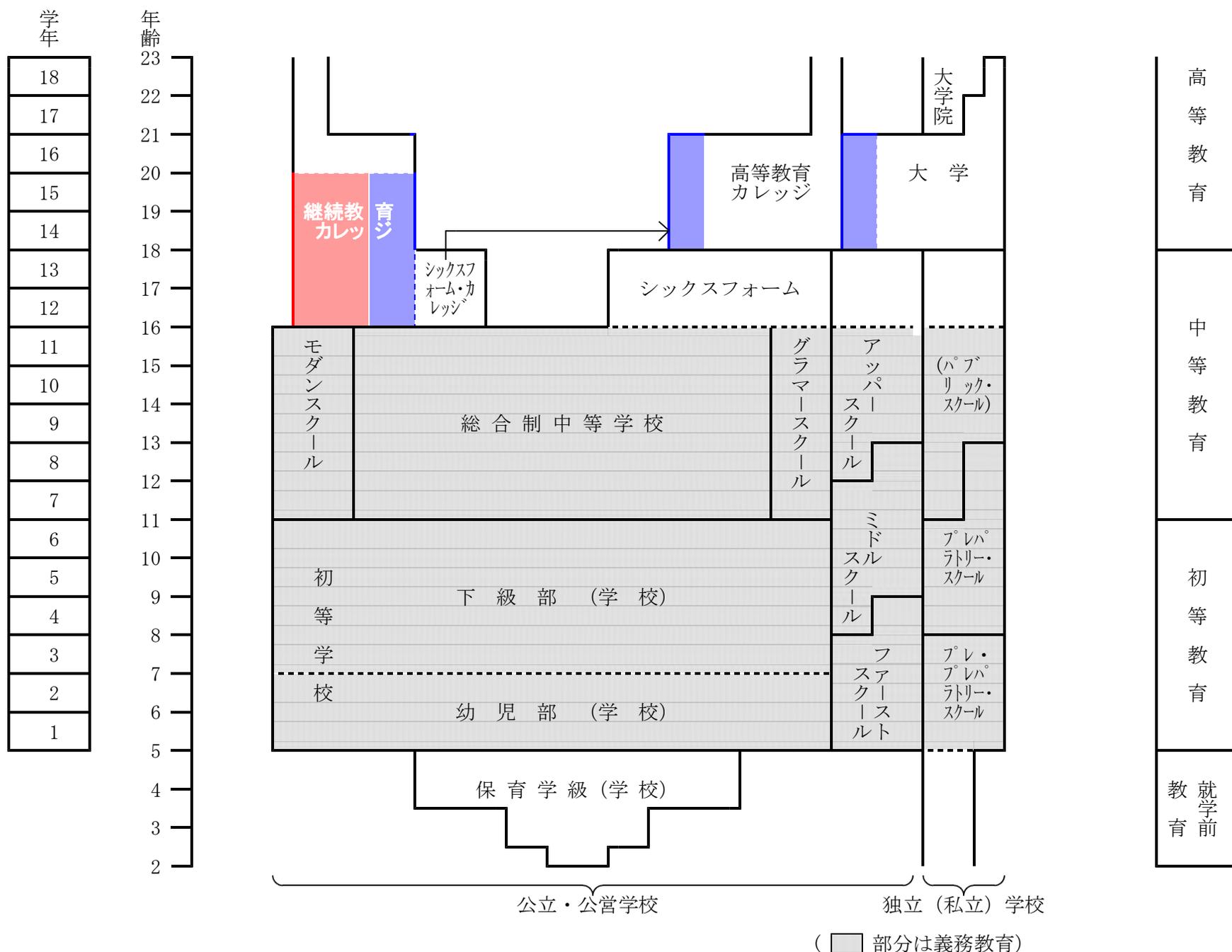
就学前教育—就学前教育は、幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

義務教育—就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが、実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は、9～12年であるが、9年又は10年とする州が最も多い。

初等・中等教育—初等・中等教育は、合計12年であるが、その形態は①6-3(2)-3(4)年制、②8-4年制及び③6-6年制の三つに大別される。このほか、5-3-4年制や4-4-4年制などが行われている。沿革的には、今世紀初めには8-4年制が殆どであったが、その後6-6年制、次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し、最近ではミドルスクールの増加とともに、5-3-4年制あるいは4-4-4年制が増えている。このほか、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。2004年について、公立初等学校の形態別の割合をみると、3年制又は4年制小学校6.8%、5年制小学校32.8%、6年制小学校18.2%、8年制小学校8.0%、ミドルスクール17.5%、初等・中等双方の段階にまたがる学校7.8%、その他8.9%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)11.2%、上級ハイスクール(3年制)2.6%、4年制ハイスクール48.6%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)11.0%、初等・中等双方の段階にまたがる学校19.2%及びその他7.4%となっている。なお、初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校、中等学校それぞれに含め、比率を算出している。

高等教育—高等教育機関は、総合大学、文理大学、専門大学(学部) (Professional schools) 及び短期大学の4種類に大別される。総合大学は、文理学部のほか職業専門教育を行う学部及び大学院により構成される。文理大学は、学部レベルの一般教育を主に行うが、大学院を持つものもある。専門大学(学部)は、医学、工学、法学などの職業専門教育を行うもので独立の大学として存在するものと総合大学の一学部となっているものがある。専門大学(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又は文理大学において一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験、面接を受ける必要がある。短期大学には、従前からの短期大学(ジュニアカレッジ)のほか、コミュニティカレッジがある。州立の短期大学は主としてコミュニティカレッジである。

イギリスの学校系統図



就学前教育—保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

義務教育—義務教育は5～16歳の11年である。

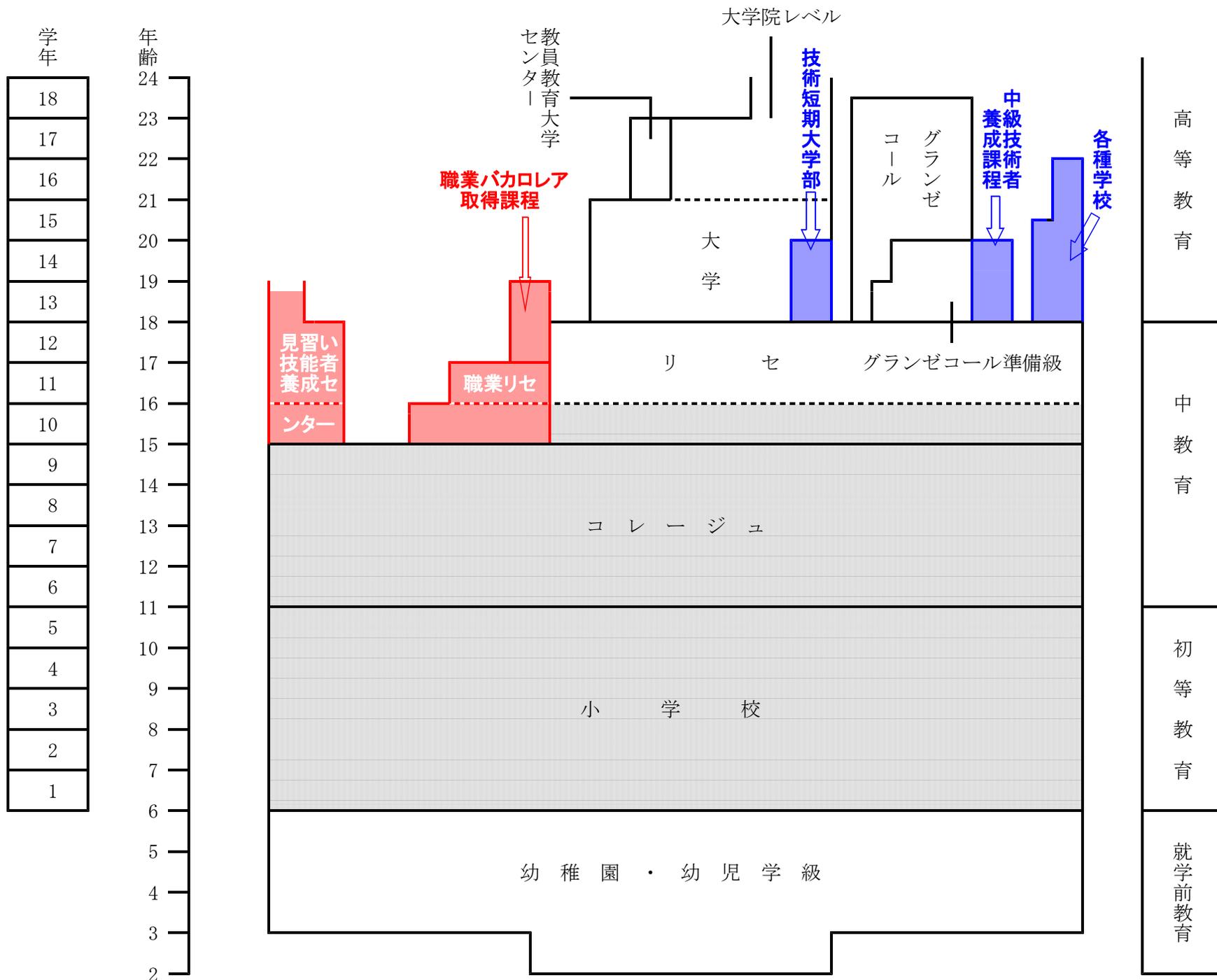
初等教育—初等教育は、通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳を対象とする前期2年（幼児部）と7～11歳のための後期4年（下級部）とに区分される。両者は一つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部には幼児学校と下級学校として別々に設置しているところもある。また一部において、幼児部（学校）・下級部（学校）に代えてファーストスクール（5～8歳、5～9歳など）及びミッドスクール（8～12歳、9～13歳など）が設けられている。

中等教育—中等教育は通常11歳から始まる。原則として無選抜の総合制学校が一般的な中等学校の形態で、ほぼ90%の生徒がこの形態の学校に在学している。このほか、選抜制のグラママー・スクールやモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジとがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方教育当局が設置・維持する公立（営）学校、国庫補助学校及び公費補助を受けない独立学校の3つに分類される。国庫補助学校は、従来公立（営）学校であったものが、地方教育当局の所管を離れ、国から直接補助金を得て自主的に運営される学校である（1999年度から地方補助学校に移行。独立性は変わらないが補助金は地方から交付）。また、独立学校には、いわゆるパブリック・スクール（11、13～18歳）やプレパラトリー・スクール（8～11歳、13歳）などが含まれる。

高等教育—高等教育機関には、大学及び高等教育カレッジがある。これらの機関には、第一学位（学士）取得課程（通常修業年限3年間）のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニク（34校）があったが、すべて大学となった。また、継続教育カレッジ（後述）においても、高等教育レベルの高等課程が提供されている。

継続教育—継続教育とは、義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

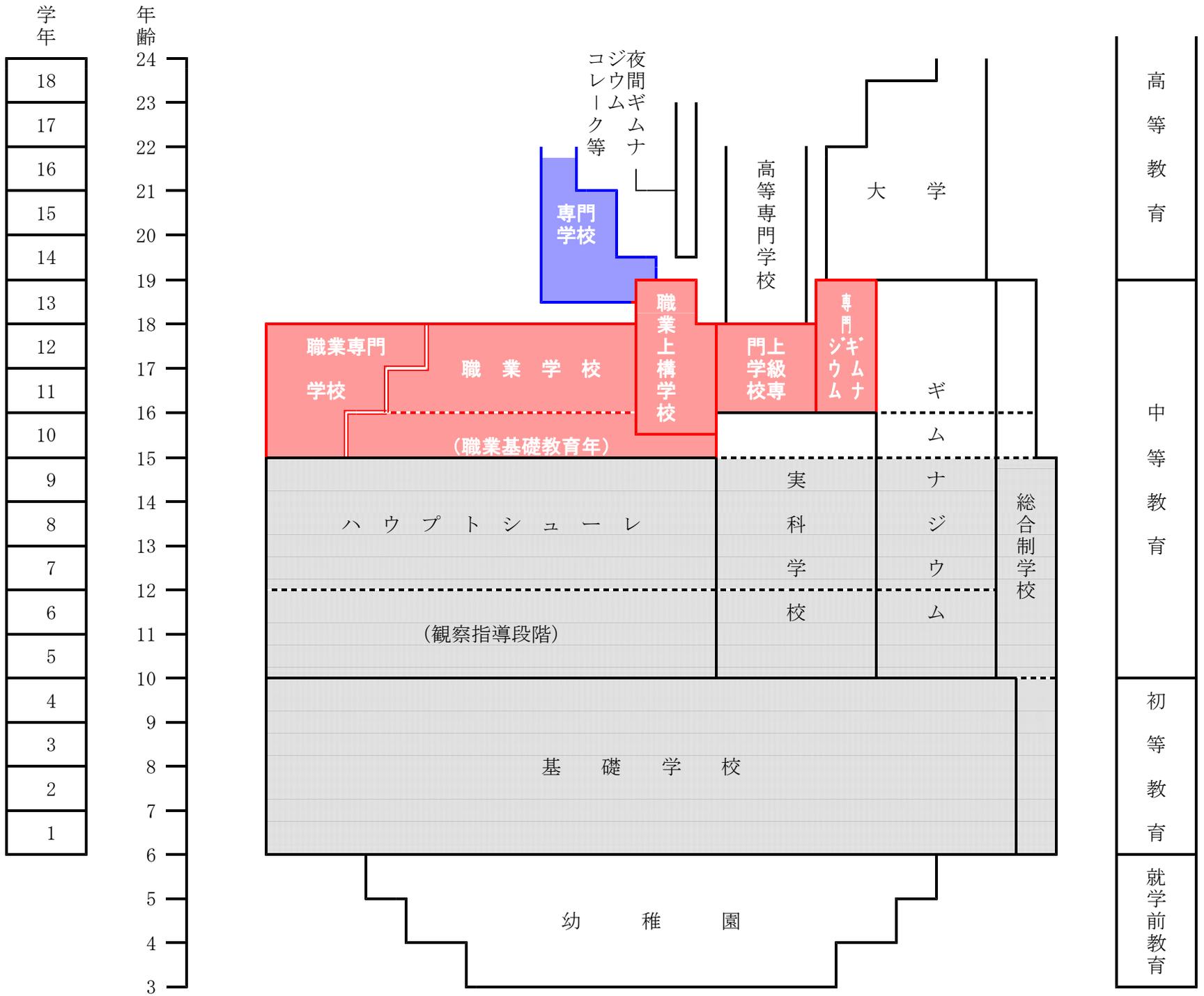
フランスの学校系統図



(■ 部分は義務教育)

- 就学前教育**—就学前教育は、幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で、2～5歳の幼児を対象として行われる。
- 義務教育**—義務教育は6～16歳の10年である。
- 初等教育**—初等教育は、小学校で5年間行われる。
- 中等教育**—前期中等教育は、コレージュ（4年制）で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる（いわゆる高校入試はない）。後期中等教育は、リセ（3年制）及び職業リセ（2年制。職業バカロレア取得を目指す場合は2年修了後さらに2年の計4年）等で行われる。
- 高等教育**—高等教育は、国立大学（学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を付置している）、私立大学（学位授与権がない。年限も多様）、3～5年制の各種のグランゼコール（高等専門大学校）、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程（いずれも標準2年）等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」（中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格）取得試験に合格し、同資格を取得しなければならない。グランゼコールへの入学に当たっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない（バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある）。なお、教員養成機関として、主として大学3年修了後に進む教員教育大学センター（2年制）がある。

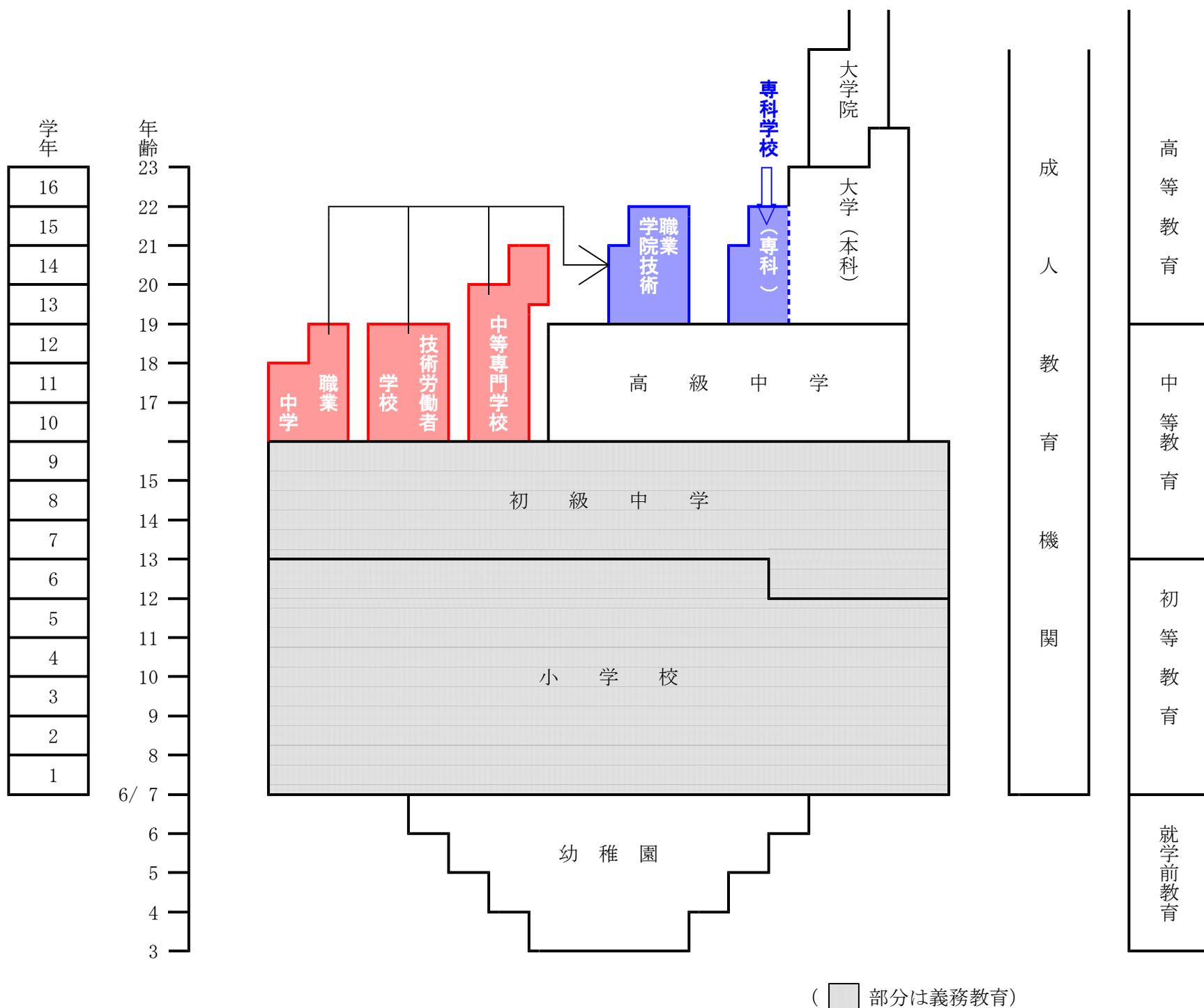
ドイツの学校系統図



(部分は義務教育)

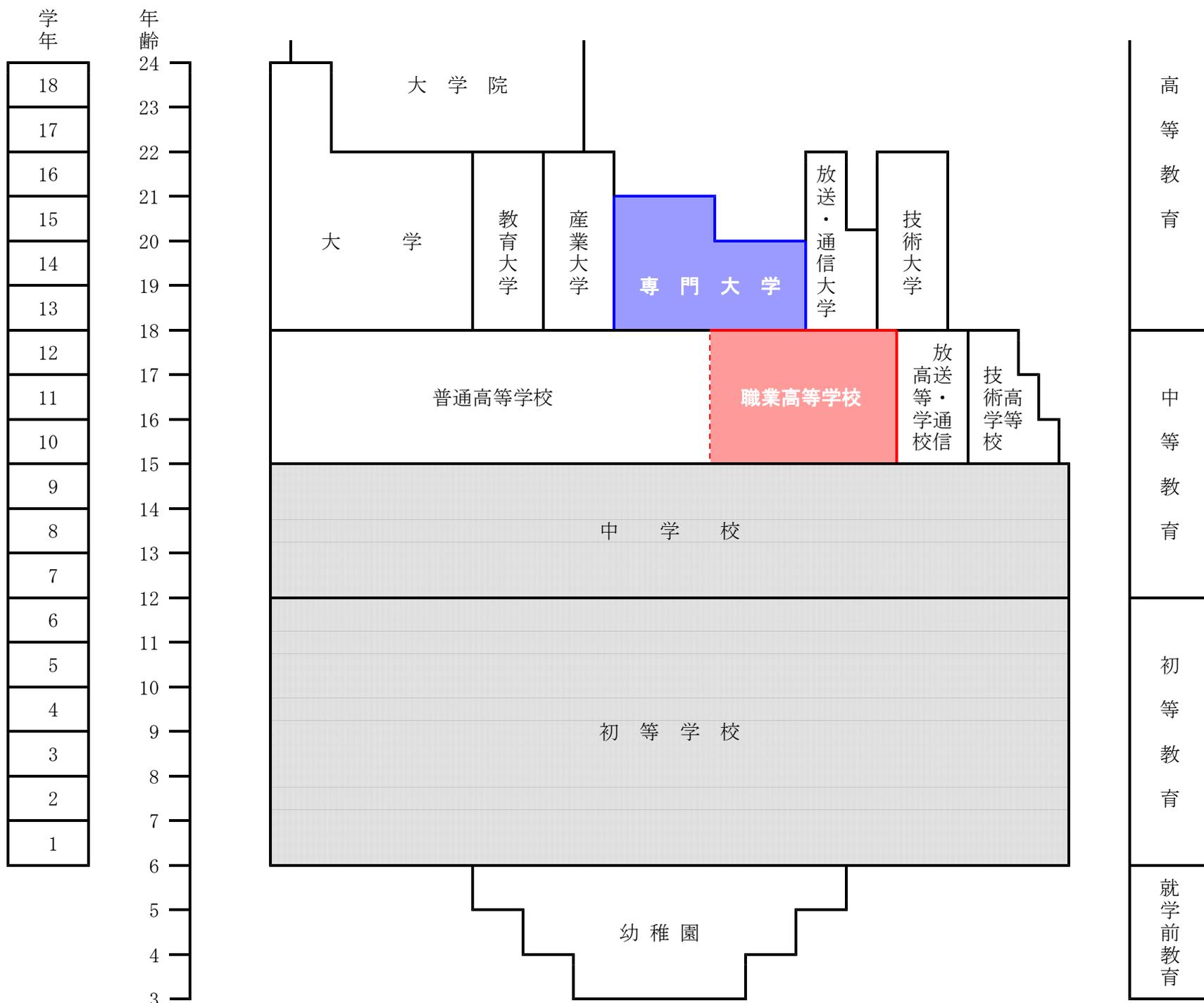
- 就学前教育** — 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。
- 義務教育** — 義務教育は9年（一部の州は10年）である。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1～2日職業学校に通うことが義務とされている（職業学校就学義務）。
- 初等教育** — 初等教育は、基礎学校において4年間（一部の州は6年間）行われる。
- 中等教育** — 生徒の能力・適性にに応じて、ハウプトシューレ（卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制）、実科学学校（卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職につく者が主として進む。6年制）、ギムナジウム（大学進学希望者が主として進む。9年制）が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数、生徒数とも少ない。後期中等段階において、上記の職業学校（週に1～2日の定時制。通常3年）のほか、職業基礎教育年（全日1年制）、職業専門学校（全日1～2年制）、職業上構学校（職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年）、上級専門学校（実科学学校修了を入学要件とし、修了者に高等専門学校入学資格を授与。全日2年制）、専門ギムナジウム（実科学学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制）など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。
- 高等教育** — 高等教育機関として、大学（総合大学、教育大学、神学大学、芸術大学など）と高等専門学校がある。修了にあたって標準とされる修業年限は、通常、大学で4年半、高等専門学校で4年以下とされているが、これを超えて在学する者が多い。

中国の学校系統図



- 就学前教育**—就学前教育は、幼稚園（幼児園）又は小学校付設の幼児学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。
- 義務教育**—9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2005年までに全国の約95%の地域で9年制義務教育が実施されている。
- 初等教育**—小学校（小学）は、6年制である。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されており、従来の7歳から6歳へ移行中であるが、一部の都市で6歳又は6歳半入学が実施されているのみで、7歳入学の地域がまだ多い。6歳入学の場合、各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。現在農村部を中心にかなりの地域では5年制となっているが、これらの地域では今後、6年制に延長する方針が示されている。
- 中等教育**—初級中学（3～4年）卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学（3年）と職業教育を行う中等専門学校（中等专业学校，一般に4年），技術労働者学校（技工学校，一般に3年），職業中学（2～3年）などがある。
- 高等教育**—大学（大学・学院）には、学部レベル（4～5年）の本科と短期（2～3年）の専科とがあり、専科のみの学校を専科学校と呼ぶ。また、近年専科レベルの職業教育を行う職業技術学院（従来の短期職業大学を含む）が設置されるようになった。大学院レベルの学生（研究生）を養成する課程・機関（研究生院）が、大学及び中国科学院，中国社会科学院などの研究所に設けられている。
- 成人教育**—上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関（業余学校，夜間・通信大学，ラジオ・テレビ大学等）が開設され，識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

韓国の学校系統図



(部分は義務教育)

- 就学前教育**—就学前教育は、3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。
- 義務教育**—義務教育は6～15歳の9年である。
- 初等教育**—初等教育は、6歳入学で6年間、初等学校で行われる。
- 中等教育**—前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の英才を対象とした高等学校（芸術高等学校、体育高等学校、科学高等学校、外国語高等学校）も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校、工業高等学校、商業高等学校、水産・海洋高等学校などがある。
- 高等教育**—高等教育は、4年制大学（医学部など一部専攻は6年）、4年制教育大学（初等教育担当教員の養成）、及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業生を対象に、2～2.5年の修士課程と3年の博士課程が置かれている。
- 成人教育**—成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学、産業大学、技術大学（夜間大学）、高等技術学校、放送・通信高等学校が設けられている。

学校の目的・目標規定

教育基本法（抄）

○学校教育

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

○大学

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

学校教育法（抄）

○高等学校の目的

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

○高等学校の目標

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

○大学の目的

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

○大学院の目的

第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

○短期大学の目的

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

○高等専門学校の目的

第115条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

○専修学校の目的

第124条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

平成20年度専修学校関係予算

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

[単位:百万円]

専修学校関係予算額

19年度予算額

1,312 (1,325)

[対前年度 △13,322千円減(1.0%減)]

<内 訳>

- 1 専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン(拡充)** 147 (91)
高校生の自主的な進路選択など、多様な体験の機会の充実を図るため、専修学校の機能を活かして、高等学校関係団体等と連携し高校生等に対する、職業に必要な知識・技能・資格等の事例紹介や実践的な職業体験講座を実施し、職業意識の醸成を図る。
- 2 専修学校教育重点支援プラン** 417 (445)
社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等についての重点的な研究開発を「研究指定校」として指定した専修学校に委託し、その成果を全国に普及する。
(課題の内容)
・教育力向上の推進(新規) ・専門課程の高度化開発
・基礎力向上の推進(新規) ・高等課程の個性化推進
・産学連携教育の推進(新規) ・新教育領域の開発
・新教育方法の開発
- 3 専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業** 727 (768)
【大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン】
新たなチャレンジを目指す若者、中高年、女性、ニート等を支援するため、専修学校の持つ職業教育機能を活用して、それぞれの特性等に
応じた職業能力向上のための学習機会の提供を行う。
- 4 専修学校教育等の運営改善に関する調査指導** 21 (21)
専修学校教育の課題についての調査及び研究協議等を実施するとともに、専修学校に関する最新の情報を提供するためのガイドブックを作成・配布する。

【他局計上分】

- **私立学校施設整備費補助金** 294 (297)
・専修学校大型教育装置整備費補助
専門学校(専修学校専門課程)の教育装置・学内LAN装置の整備費について補助。
- **私立大学等研究設備整備費等補助金** 931 (941)
・専修学校情報処理関係設備整備費補助
専門学校(専修学校専門課程)の情報処理関係設備の整備費について補助。
- **専修学校教員研修事業等補助** 13 (13)
財団法人専修学校教育振興会が行う教員研修に対する補助。
- **国費外国人留学生制度** 796 (787)
専門学校(専修学校専門課程)における国費留学生の計画的受入れを整備。

専修学校・高等学校連携等職業教育 推進プラン

(前年度予算額 91百万円)

20年度予算額 147百万円

1. 事業の要旨

高校生の職業意識を持った自主的な進路選択など、多様な体験の機会の充実を図るため、専修学校の機能を活かして、高等学校関係団体等と連携し、高校生等に対する職業に就くために必要な知識・技能・資格等の事例紹介や実践的な職業体験講座を実施し、職業意識の醸成を図る。

2. 事業の内容

(1) 企画委員会の設置

事業計画の提案に対し、より事業成果の期待できるものを審査・採択するとともに、その成果の評価・普及を図る。

(2) 専修学校・高等学校等が連携した職業教育の実施

専修学校関係団体等と高等学校関係団体、教育委員会等が連携し、高校生等に対し、職業観・勤労観の育成や適切な進路選択ができるよう、多様な職業とその職業に就くために必要な知識、技能、資格等の事例紹介や、参加者の志向・適性等に応じた実践的な職業体験講座を専修学校において実施する。

3. 積算内訳

(1) 企画委員会の設置 2,112千円

(2) 専修学校・高等学校等が連携した職業教育の実施 144,792千円

(@8,044千円×18ヶ所)

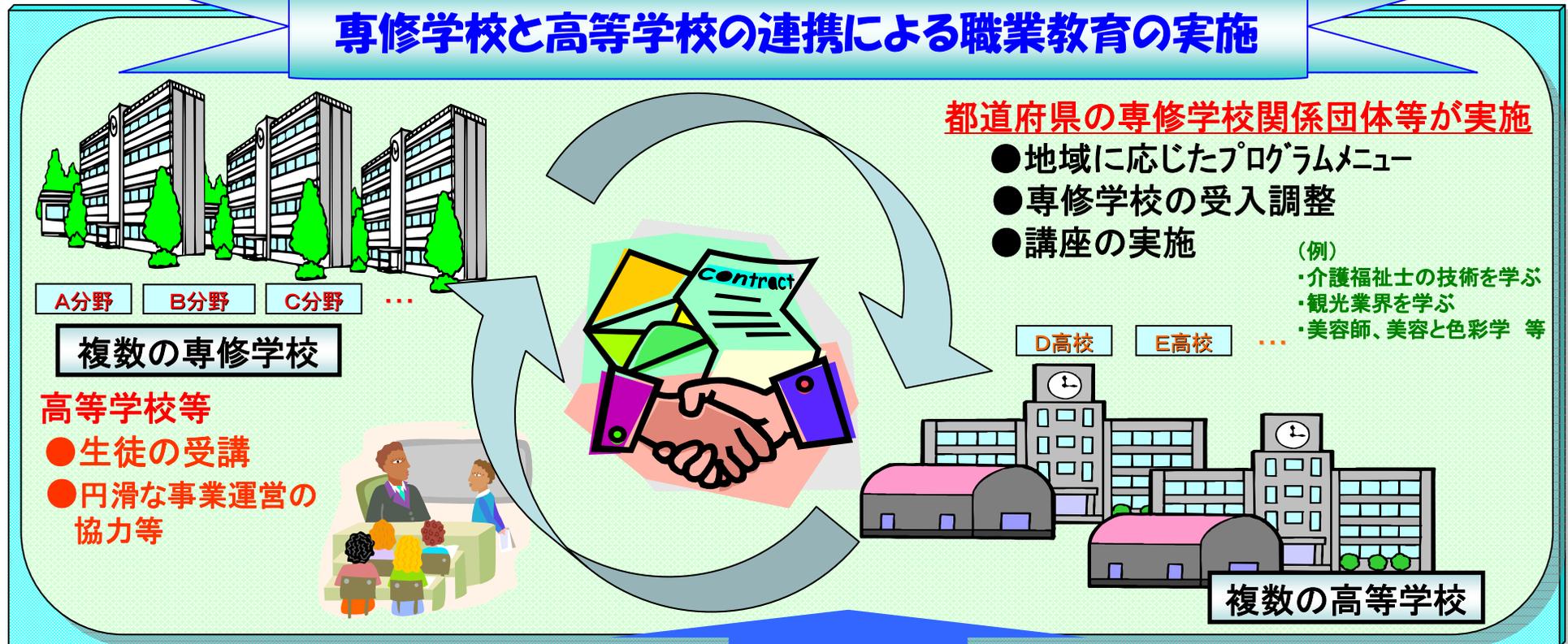
専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン

20年度予算額 147百万円 (拡充)

職業意識の醸成・適切な進路選択

全国に普及

専修学校と高等学校の連携による職業教育の実施



自らの将来を考える上での自主的な進路選択・職業意識の涵養

- 教育の目標「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う」
- 若年者の職業意識の低下→職業教育の重要性
- 専修学校と高等学校が連携した職業教育の推進が必要

専修学校教育重点支援プラン

(前年度予算額 445百万円)
20年度予算額 417百万円

1. 事業の要旨

国民の生涯を通じた職業能力の向上を、それぞれの専修学校が個性と特色を一層活かして取り組んでいくため、社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等についての重点的な研究開発を、「研究指定校」として指定した専修学校に委託し、その成果を全国に普及することで、専修学校教育の充実を図る。

2. 事業の内容

(1) 企画委員会の設置

専修学校関係者、産業界関係者、学識経験者等による「専修学校教育重点支援企画委員会」を文部科学省に設置し、専修学校から提出された研究開発計画の中から、特に優れたものを審査・採択するとともに、本事業の推進のために必要な実地調査を行い、その成果の評価・普及を図る。

(2) 教育プログラム等の開発・試行

以下の7つの課題について、重点的に研究してプログラム等を開発・試行する学校を、「研究指定校」として指定して委託する。

①教育力向上の推進

…教員のマネジメント力養成のためのプログラムや効果的な評価・情報提供手法等の開発など

②基礎力向上の推進

…社会人基礎力、基礎学力向上のためのプログラムや各々の学生の悩みに応じた的確なキャリアカウンセリングの導入方策、キャリア指導を重視した系統的なキャリア形成支援プログラムの開発など

③産学連携教育の推進

…日本版デュアルシステムや実践型人材養成システムの活用等、企業等と連携し各専門分野固有の中核的な教育内容と企業実習を組み合わせた効果的かつ先導的な教育プログラムの開発など

④専門課程の高度化開発

…個性ある優秀な職業人を育成するための効果的な教育方法の開発、4年制課程のプログラムの開発など

⑤高等課程の個性化推進

…体験活動・ボランティア活動などを通じた豊かな感性をもつ職業人育成プログラムの開発など

⑥新教育領域の開発

…メイクアップアーティストやアニメーションデザイナーなどの専修学校特有の教育領域の新たな開拓、プログラムの開発など

⑦新教育方法の開発

…eラーニングを活用した遠隔教育での職業技術・技能の指導方法の開発など

(3) 成果報告会の開催

7つの課題ごとに、研究指定校が事業成果や問題点などを報告・協議する成果報告会を開催し、研究報告書にフィードバックさせる。

3. 積算内訳

(1) 企画委員会の設置

13,808千円

(2) 研究指定校への教育プログラム等の研究委託

397,810千円

7課題×@11,366千円×5校

(3) 成果報告会の開催

5,318千円

専修学校教育重点支援プラン

20年度予算額
417百万円

社会的要請の高い重点的な課題に対応できる教育方法等の開発（研究指定校）が必要

教育力向上の推進

○教員のマネジメント力養成プログラムや効果的な評価・情報提供手法等の開発

(例)

・企業の人材ニーズの高度化に対応し具体的な事例を組み合わせたケーススタディ型の研修プログラムの開発

基礎力向上の推進

○社会人基礎力養成プログラム、基礎学力向上プログラム、キャリア指導プログラム等の開発

(例)

・企業内における課題の解決を目指した授業にキャリアカウンセリングを組み合わせた社会人基礎力等を育成するプログラムの開発

産学連携教育の推進

○日本版デュアルシステムや実践型人材養成システム等を活用した教育プログラムの開発

(例)

・地元アパレル業界と連携した繊維加工・デザイン等の体系的なスキルを有する人材育成プログラムの開発



専修学校



専門課程の高度化開発

○個性のある優秀な職業人を育成するための教育方法の開発
○高度専門士の課程となる4年制課程のプログラムの開発

(例)

・一流の美容師、料理人や組込み技術者等を育成するプログラムの開発

高等課程の個性化推進

○生徒の個性に着目した有為な人材育成プログラムの開発

(例)

・体験活動、ボランティア活動などを通じた豊かな感性をもつ職業人育成プログラムの開発

新教育領域の開発

○従来の専門領域の複合化、専修学校特有の教育領域の新たな開拓等

(例)

・メイクアップアーティストやアニメーションデザイナーなどの育成プログラムの開発

新教育方法の開発

○マルチメディアを高度に活用した授業方法の開発

(例)

・e-ラーニングを活用した遠隔教育での職業技術・技能の指導方法の開発

[大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン]

専修学校を活用した再チャレンジ支援 推進事業

(前年度予算額 768百万円)
20年度予算額 728百万円

1. 事業の要旨

学校を卒業・就職後、短期間で離職した若者、定年退職を控えた中高年、子育て等により就業を中断した女性、近年社会問題となっているニート等の学び直しの機会の充実のため、専修学校の持つ職業教育機能を活用して、それぞれの特性等に応じた学習機会の提供を行うことにより、若者が真に働きたいと考える職種・分野への再就職支援、団塊の世代の大量退職や少子化を背景とした女性を含む多様な人材育成、ニートの職業的自立の支援など、それぞれの職業能力の向上を図るとともに再チャレンジの機会の拡大を推進する。

2. 事業の内容

(1) 再チャレンジ支援企画委員会の設置

専修学校からの提案に対し、より事業効果が期待できる実施計画の審査・採択を行うとともに、事業の推進にあたり必要な調査等を行い、その成果の評価・普及を図る。

(2) 若者の再チャレンジ支援プログラム

以下のコースごとにそれぞれの特性等に応じた教育プログラムを開発し、若者を対象に実施する。

- ① 高度専門職育成教育コース
- ② 専門・技術職育成教育コース

(3) 社会人のキャリアアップ教育プログラム

内容によって区分した以下の3コースの講座について、中高年を対象に実施する。

- ① スキルアップ・専門技術習得コース
- ② 管理能力向上コース
- ③ 起業家コース

(4) 女性の再チャレンジ支援プログラム

内容によって区分した以下の2つの講座について、女性を対象に実施する。

- ① スキルアップ講座
- ② 新たなチャレンジのための講座

(5) NPO団体等と連携したニートに対する自立支援プログラム

専修学校とニートを支援しているNPO団体等による連絡協議会を設置し、適切なカリキュラムの検討、専門のアドバイザーの設置、将来の希望や適性に合わせた少人数制の授業等の開講を行う。

(6) 成果の普及

プログラムごとに受講生へのアンケート調査やフォローアップ等の事例を報告書にするとともに、成果報告会を開催して、全国的な取組に発展させるための普及を図る。

3. 積算内訳

(1) 再チャレンジ支援企画委員会の設置

12, 217千円

(2) 若者の再チャレンジ支援プログラム

421, 792千円

(ア) 高度専門職育成教育コース (@12,296千円×16ヶ所)

(イ) 専門・技術職育成教育コース (@14,066千円×16ヶ所)

(3) 社会人のキャリアアップ教育プログラム (@5,451千円×24ヶ所)

130, 824千円

(4) 女性の再チャレンジ支援プログラム (@5,451千円×16ヶ所)

87, 216千円

(5) NPO団体等と連携したニートに対する

自立支援プログラム (@7,752千円×8ヶ所)

62, 016千円

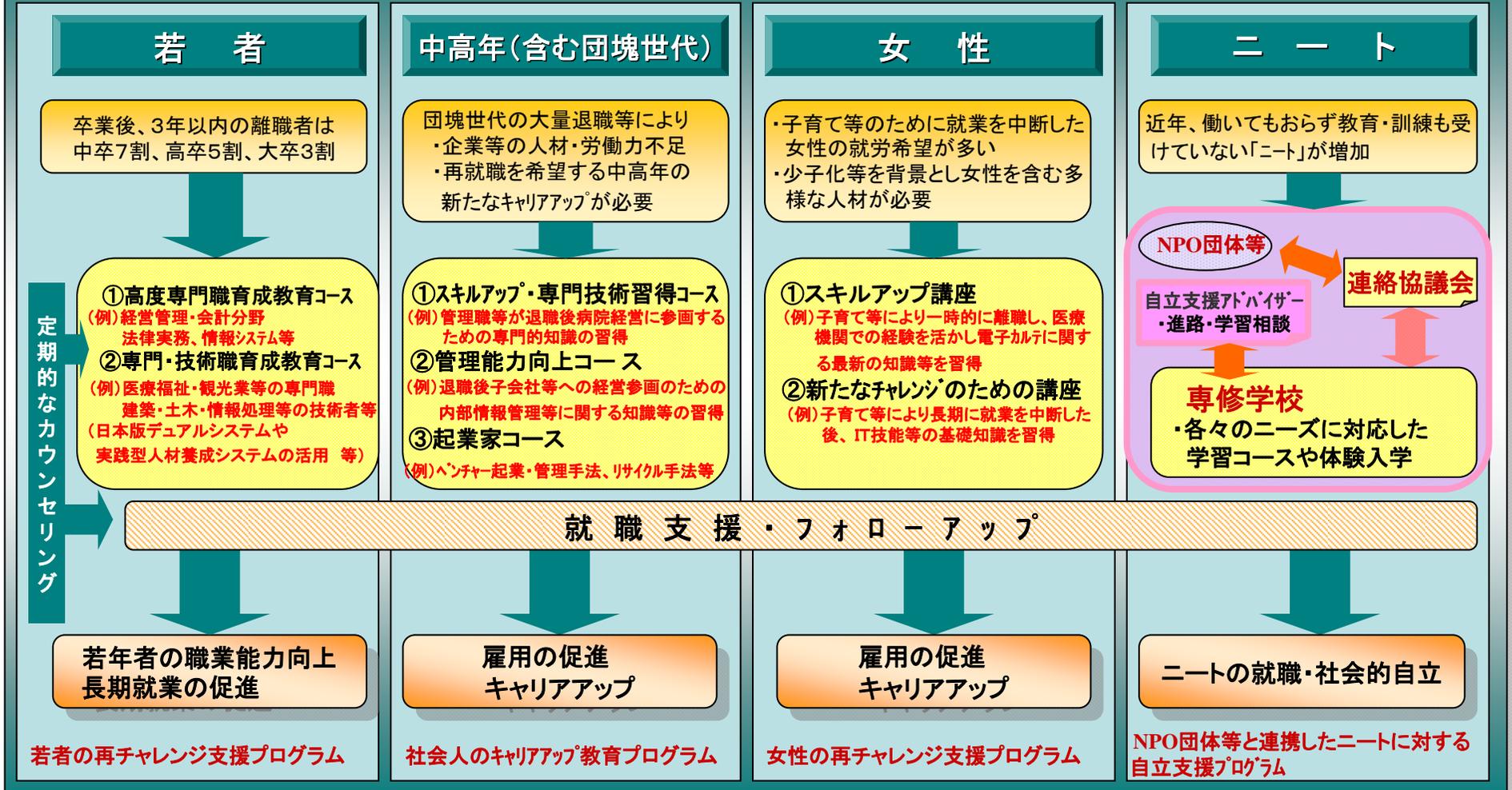
(6) 成果の普及

13, 535千円

専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業

【20年度予算額 728百万円】

新たなチャレンジを目指す若者、中高年、女性、ニート等を支援するため、「学び直し」の機会を充実



広く専修学校に普及

職業能力の向上・再チャレンジの機会の拡大

専修学校関係法令

○教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）（抄）

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

学校教育法（抄）

（昭和22年法律第26号）

【専修学校】

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 1 修業年限が1年以上であること。
- 2 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 3 教育を受ける者が常時40人以上であること。

【高等課程・専門課程・一般課程】

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- ② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- ③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- ④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

【高等専修学校・専門学校】

第126条 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

- ② 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

【設置基準】

第127条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者でなければ、設置することができない。

- 1 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
- 2 設置者（設置者が法人である場合にあっては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 3 設置者が社会的信望を有すること。

【適合基準】

第128条 専修学校は、次の各号に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

- 1 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数
- 2 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境
- 3 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備
- 4 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱

【校長及び教員】

第129条 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

- ② 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。
- ③ 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。

【設置廃止等の認可】

第130条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

- ② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第124条、第125条及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。
- ③ 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。
- ④ 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第1項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

【名称、位置又は学則変更等の監督庁への届出】

第131条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

【大学への編入学】

第132条 専修学校の専門課程（修業年限が2

年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第56条に規定する者に限る。))は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入することができる。

【準用規定】

第133条 第5条、第6条、第9条から第14条まで及び第42条から第44条までの規定は専修学校に、第105条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。

この場合において、第10条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第2号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、前項において準用する第13条の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもつて当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

【各種学校】

第134条 第1条に掲げるもの以外のもの、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。

② 第4条第1項、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条、第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第4条第1項中「次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」とあるのは「市町村の設置する各種学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校にあつては都道府県知事」と、第10条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道

府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第2号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

③ 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

<参考>

【学校の範囲】

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

【学校の管理・経費の負担】

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

【授業料】

第6条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

【校長・教員の欠格事由】

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項～第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【私立学校の校長届出義務】

第10条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

【学生・生徒等の懲戒】

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めると

ころにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

【健康診断等】

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

【学校の閉鎖の命令】

第13条 第4条第1項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 1 法令の規定に故意に違反したとき
- 2 法令の規定により、その者がした命令に違反したとき
- 3 6箇月以上授業を行わなかつたとき

【設備授業等の変更命令】

第14条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

【大学の入学資格】

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

【学校の評価】

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

【情報提供】

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

【私立小学校の所轄庁】

第44条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

【証明書の交付】

第105条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了し

た者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

専修学校設置基準

(昭和五十一年文部省令第二号)

目次

第一章 総則（第一条—第一条の三）

第二章 組織編制（第二条—第七条）

第三章 教育課程等（第八条—第十六条）

第四章 教員（第十七条—第二十条）

第五章 施設及び設備等（第二十一条—第二十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 専修学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、専修学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 専修学校は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行うことをその使命とすることにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない。

第二章 組織編制

（教育上の基本組織）

第二条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置くものとする。

2 前項の組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

（学科）

第三条 前条第一項の組織には、一又は二以上の学科を置くものとする。

2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。

第四条 第二条第一項の組織には、夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間学科等」という。）を置くことができる。

（授業時数）

第五条 専修学校の授業時数は、学科ごとに、一年間にわたり八百時間以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に

あつては、当該夜間学科等に係る修業年限に応じて前項の授業時数を減ずるものとする。ただし、この場合において一年間の授業時数は、四百五十時間を下ることができない。

（同時に授業を行う生徒）

第六条 専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

第三章 教育課程等

（授業科目）

第八条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たつては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

（他の専修学校における授業科目の履修等）

第九条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

（専修学校以外の教育施設等における学修）

第十条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

(入学前の授業科目の履修等)

第十一条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修（第十四条の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行つた前条第一項及び第五項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第九条第一項並びに前条第一項及び第五項により当該高等課程における授業科目の履

修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修（第十四条の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第九条第二項並びに前条第三項及び第五項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

(授業の方法)

第十二条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

(昼夜開講制)

第十三条 専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

(科目等履修生)

第十四条 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

(授業時数の単位数への換算)

第十五条 専修学校の高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、三十五時間をもつて一単位とする。

第十六条 専修学校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効

果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもって一単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

第四章 教員

(教員数)

第十七条 専修学校に置かなければならない教員の数は、別表第一に定めるところによる。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。）でなければならない。ただし、専任の教員の数は、三人を下ることができない。

3 夜間学科等を併せ置く場合にあつては、相当数の教員を増員するものとする。

(教員の資格)

第十八条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者

二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指

導教諭又は教諭の経験のある者

四 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者

五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第十九条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 前条各号の一に該当する者

二 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者

三 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、二年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

四 学士の学位を有する者

五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第二十条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 前二条各号の一に該当する者

二 高等学校又は中等教育学校卒業後、四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第五章 施設及び設備等

(位置及び環境)

第二十一条 専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

(校地等)

第二十二条 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

(校舎等)

第二十三条 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。

3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。
（校舎の面積）

第二十四条 専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くものにあつては、別表第二イの表により算定した面積

二 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について学科を置くものにあつては、次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積

（設備）

第二十五条 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

第二十六条 夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第二十七条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

（名称）

第二十八条 専修学校の名称は、専修学校と

して適当であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならない。

附 則

1 この省令は、昭和五十一年一月十一日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和五十六年三月三十一日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合（以下「課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合」という。）において、当該専修学校の生徒総定員が四十人であり、かつ、第十条第二項ただし書に規定する専任の教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の専任の教員の数を二人とすることができる。

3 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第十一条から第十三条までに規定する教員の資格により難い特別の事由があるときは、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日に当該各種学校の教員として在職する者で当該各種学校が専修学校となる日の前日まで引き続き在職するものは、その担当する教育に関する経験年数等に応じこれらの規定の各号に掲げる者に準ずる能力があると監督庁が認めるときは、専修学校の教員となることができる。

4 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第十七条に規定する専修学校の校舎の面積により難い特別の事由があるときは、同条の規定の適用については、別表第二イの表中「260」とあるのは「230」と、「200」とあるのは「180」と、「130」とあるのは「117」とする。

附 則

この省令は、平成六年七月一日から施行する。

附 則

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正す

る法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則

この省令は、平成十六年六月二十一日から施行する。

附 則

この省令は、平成十八年十二月二十六日から施行する。

別表第一 専修学校の教員数（第十七条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教 員 数
高等課程 又は 専門課程	工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係又は 教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	3+ $\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$
		二百一人から六百人まで	6+ $\frac{\text{生徒総定員}-200}{50}$
		六百一人以上	14+ $\frac{\text{生徒総定員}-600}{60}$
高等課程 又は 専門課程	商業実務関係、 服飾・家政関係又は 文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	3+ $\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$
		二百一人から四百人まで	6+ $\frac{\text{生徒総定員}-200}{50}$
		四百一人以上	10+ $\frac{\text{生徒総定員}-400}{60}$
一般課程	工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係、 教育・社会福祉関係、 商業実務関係、 服飾・家政関係又は 文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	3+ $\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$
		二百一人以上	6+ $\frac{\text{生徒総定員}-200}{60}$

備考 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

別表第二 専修学校の校舎面積（第二十四条関係）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又 は専門課程	工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係又は 教育・社会福祉関係	四十人まで	260
		四十一人以上	$260+3.0 \times (\text{生徒総定員}-40)$
	商業実務関係、 服飾・家政関係又は 文化・教養関係	四十人まで	200
		四十一人以上	$200+2.5 \times (\text{生徒総定員}-40)$
一般課程	工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係又は 教育・社会福祉関係	四十人まで	130
		四十一人以上	$130+2.5 \times (\text{生徒総定員}-40)$
	商業実務関係、 服飾・家政関係又は 文化・教養関係	四十人まで	130
		四十一人以上	$130+2.3 \times (\text{生徒総定員}-40)$

備考 この表に掲げる算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	180
		四十一人以上	$180 + 3.0 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	140
		四十一人以上	$140 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	110
		四十一人以上	$110 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	100
		四十一人以上	$100 + 2.3 \times (\text{生徒総定員} - 40)$